

平成26年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成26年3月13日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井潤治		

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課企画員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課企画員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課員	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課	三栖啓功	産業建設課	菅谷雄二

企 画 員

住民生活課員 和田 精 之
 住民生活課員 原 宗 男
 企画員
 上下水道課長 福田 睦 巳
 上下水道課員 谷 本 芳 朋
 企画員
 教育委員会 藪 内 博 文
 生涯学習課長

企 画 員

住民生活課員 平 田 敏 隆
 企画員 坂 本 徹
 住民生活課員
 企画員
 上下水道課員 植 本 亮
 企画員
 教育委員会 家 高 英 宏
 総務課長

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 2 1 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 2 号 町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 3 号 職員の再任用に関する条例
- 日程第 5 議案第 2 4 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 5 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 6 号 上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 7 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 8 号 上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 3 0 号 田辺周辺 5 市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 1 2 議案第 3 1 号 上富田町企業用地造成事業基金条例
- 日程第 1 3 議案第 3 2 号 上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

日程第 1 5	議案第 3 4 号	和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議に ついて
日程第 1 6	議案第 3 5 号	平成 2 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 7	議案第 3 6 号	平成 2 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 3 7 号	平成 2 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算 （第 2 号）
日程第 1 9	議案第 3 8 号	平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算 （第 5 号）
日程第 2 0	議案第 3 9 号	平成 2 5 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補 正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 4 0 号	平成 2 5 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補 正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 4 1 号	平成 2 5 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 4 2 号	平成 2 6 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 4	議案第 4 3 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 5	議案第 4 4 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 2 6	議案第 4 5 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 7	議案第 4 6 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計診療所事業予算
日程第 2 8	議案第 4 7 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 2 9	議案第 4 8 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予 算
日程第 3 0	議案第 4 9 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予 算
日程第 3 1	議案第 5 0 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 3 2	議案第 5 1 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
日程第 3 3	議案第 5 2 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
日程第 3 4	議案第 5 3 号	平成 2 6 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 3 5	議案第 5 4 号	平成 2 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 3 6	議案第 5 5 号	平成 2 6 年度西牟婁郡公平委員会予算
日程第 3 7	議案第 5 6 号	町道路線の認定について
日程第 3 8	議案第 5 7 号	町道路線の変更について

日程第 3 9 議案第 5 8 号 町道路線の廃止について

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 1 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 6 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

2 番、木村政子君。

木村君の質問は、一問一答方式であります。

まず、エコスタイル事業についての質問を許可いたします。

○2 番（木村政子）

おはようございます。1 番バッターを引き当てましたので、よろしくお願いいたします。す。

2 期 8 年議員をやらせていただきまして、1 期目に 1 6 回、2 期目に 1 6 回、計 3 2 回全ての議会に質問させていただきましたこと、本当にありがたく思っております。

私の日ごろ取り組んでおります議員活動なり婦人会活動なり、そういう中で何が一番今自分の課題かなということで考えますと、男女共同参画という大きな課題もあるわけですが、これについては一定上富田町は我が和歌山県の中でも先進的な位置にあるかなというふうに評価をしております。

やっぱりその次というとエコスタイル事業と日ごろ勉強しております防災かなということで、どちらの問題についてもたびたび取り上げさせていただいておりますので、防災については少し問題を絞らせていただくことにいたしました。

まず最初に、エコスタイル事業からお伺いをいたしたいと思います。

エコスタイル事業については、最初は町民との協働事業ということで、町から一緒にやりませんかという投げかけが婦人会にありまして、当時の連合婦人会で、それじゃや

りましょうということで取りかかったのが最初でございますので、平成19年からかな
と思います。そこからの年度別の実績についてまず最初にお伺いをいたします。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

2番、木村議員さんは一問一答方式でのご質問でございますが、具体的なことは担当
より説明させます。

先ほどお話ありましたように、木村議員さんにおかれましては男女共同参画事業とか
エコスタイル事業、防災関係等、多方面にわたりご協力いただきましたことについて厚
く御礼を申し上げたいと思っております。

全体的なことになりますが、私の考えを述べますと、質問の趣旨とはちょっと異なり
ますけれども、ここ数年来、一般廃棄物の可燃と不燃については方式が大きく変わるん
ではなかろうかと思っております。

といいますのは、可燃の場合、上大中行っておりますけれども、これが極端なこと言
うたら田辺保健所圏域でどういうふうにするかということが議論されております。

不燃物につきましても、紀南最終処分場で処分するというようなことの方向づけが既
に決まっております。その中で、例えばですけれども、埋め立ての場合でやったら上富
田町そのまま持って捨てに行きやるんです。ところが一度破砕機へかけて持ってきてほ
しいよというような格好になっています。そういう形の中で、可燃、不燃ともに一般廃
棄物の分別の方法が今後変わってくると思っております。極端な例言いましたら、田辺
のような格好に今後順次なっていくのかなというような認識しております。

今後につきましては、きょうは答弁は答弁させますけれども、今後につきましてはや
はり広域的な中で一般廃棄物をどういうふうに処理するかということで、できましたら
今後とも婦人会の皆さんとかいろんな方々のご協力をいただきたいと思いますので、
よろしくお願いします。

詳しいことにつきましては担当より説明させます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

2番、木村議員さんのご質問にお答えいたします。

平成19年から取り組んでいただいておりますエコスタイルでの回収量について、年
度別実績についてお答えします。

まず、瓶についてですが、平成19年度4,91トン、20年度15,44トン、2

1年度13.16トン、22年度23.95トン、23年度15.08トン、24年度18.56トン、25年度12.11トンとなっております。

次に、アルミ缶やスチール製の缶でございますが、平成19年度1.47トン、20年度6.16トン、21年度7.61トン、22年度5.29トン、23年度4.96トン、24年度4.83トン、25年度3.89トンとなっております。

続きまして、古紙や段ボールなどの紙類でございますが……

(「ちょっとマイク下げてくれんかな。ちょっと聞こえにくいんで、マイクをもっと」と木村議員呼ぶ)

○議長（大石哲雄）

もうちょっと大きな声で。

(「大きい声で言うてください」と木村議員呼ぶ)

○住民生活課企画員（平田敏隆）

はい、すみません。

続きまして、古紙や段ボールなどの紙類でございますが、平成19年度310.59トン、20年度319.7トン、21年度361.02トン、22年度290.41トン、23年度313.18トン、24年度307.17トン、25年度257.73トンとなっております。

なお、紙類につきましては町内各小学校の分も含んでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

ちょっと最初のほうが聞こえにくかったんで、後でその資料をいただけますか。

(「わかりました」と住民生活課企画員呼ぶ)

○2番（木村政子）

実績を今報告いただいたんですが、ずっとということになると大変時間がかかりますんで、平成25年度に絞ってお尋ねをいたしたいと思いますが、今言われた平成25年度の実績にかかった町負担の処理費用というのは、金額的に幾らかかっておるでしょうか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

お答えします。

次に、平成25年度実績にかかった分でございますが、この2月末日で、処理費用につきましては70万4,392円となっております。内訳としまして、瓶で6,402円、紙類で77万3,190円となっております。なお、スチール缶の処理料については無料となっております。アルミ缶につきましては1キロ40円で引き取ってもらえますので、7万5,200円の収入がございました。

続いて、南紀の台エコスタイルでの平成25年度の回収量と処理料でございますが、まずアルミ缶につきましては708キロ。これにつきましては2万8,320円の収入がございました。瓶につきましては合計で3.12トン回収していただいております。紙類では22.15トンとなっており、処理費用はキロ当たり3円でございますので、6万6,450円となります。また、紙類につきましては朝来小学校へキロ当たり2円の補助金を出していますので、4万4,300円を交付決定してございます。

現在取り組んでいただいておりますエコスタイル事業につきましては、地域の皆様のボランティアにより、ごみの減量や循環型社会の推進につながっており、厚く御礼申し上げます。

また、紙類については、回収量に応じまして地元小学校へ奨励金の交付を行っており、環境学習の一環にもなっております。

本事業については、お手数をおかけすること多いと思いますが、さらなる循環型社会の構築に向け、今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

全体の処理費用わかるか。いいですか。処理費用わかりましたか。

（「わかりました」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

2番、木村政子君。

○2番（木村政子）

それでは、③の今お答えいただいたそれを仮に戸別に30円の袋に入れて処理して資源開発へそのまま持ち込んだと仮定した場合の町の負担額というのは試算しておいてほしいということを打ち合わせのときをお願いしてありますので、多分出ていると思います。その点のお答えをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

お答えします。

資源開発に、分別制度に持ち込もうと仮定した場合の費用は幾らになりますかという

ご質問でございますが、平成25年度にエコスタイルで回収した缶・瓶について、分別せずに資源開発へ持ち込んだ場合、瓶・缶の量が16トンございました。1キロ当たり5.25円の処理費がかかりますので、8万4,000円となります。

なお、紙類につきましては、資源開発で処理していませんので、別に7万3,190円がかかり、合計しますと8万5,719円になります。

よって、差額は1万5,279円となります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

私は自分がエコスタイルに関与する中で、エコスタイル事業というのはもっと町の経費が助かる事業なんかなという認識を持っておったんですが、今の報告だと、労を多くして功少なのような感じを受けるんです。

それでは、南紀の台では常時回収をやっておりまして、瓶・缶については24時間いつでも何曜日でも持ち込めるという形にしておりますんで、非常にたくさん集まってきて、その整理するんが大変なんですね。その割に余りもうからんなど、端的に言うと、そういう感じを受けるんですが、19年からエコスタイルが始まって現在まで拠点回収の場所というのはふえてきているのかどうなのか、今のエコスタイルの拠点についてお答えください。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

お答えします。

エコスタイルの拠点は現在11カ所で実施してございまして、過去には2カ所ほど取りやめたということを聞いてございます。正しく分別されていなかったり、通りがかりの人が勝手にごみを置いていったという重要な事情があったように思われます。ですから、以前より2カ所ほど減ってございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

それでは、ごみのカレンダーにはちゃんと第1火曜日にエコスタイル事業という表示がされておまして、町としても広報なんかでは結構周知されているように思うんです。

が、今後、以前に赤い不燃の袋については厚みがあり過ぎて使いにくいという要望もいたしました。プラスチックごみの回収を別にするというような話もちょっと聞いたことございますので、今後、戸別収集はどうなっていくのか、またエコスタイル事業というのをもっとふやしていくという認識であるのか、そのあたりのご答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今の質問でございますけれども、先ほど私、初め説明したように、やはり田辺市の方式に近くなっていくかなと思っています。既に田辺市につきましてはそういうものも分別して収集しているという格好になってございます。

できましたら、皆さん方にご協力お願いしたいというのは、今後こういう廃棄物については上富田町だけという考えにならんとするんです。広域。それで、できたら、担当にも話したんですけれども、田辺市の方式を見られて、そういう格好にもするとかというのは議論をして、事前に事前に対応してほしいよと、いうこういうことをお願いしたいと思います。

先日、紀南廃棄物の一部事務組合でこういう質問あったんですよ。稲成町の皆さんがそういうものを受けるについて、各市町村でどういう対応をしているか教えていただきたいです。

それで私はこう言うたんです。

上富田町は最終処分場を計画したときに公社のほう、その当時、紀南公社ですけれども、公社から来てこういう施設をしますよ。それで、そのことを踏まえて皆さん方にしたときにはやはり稲成の人にご迷惑をかけないような格好で、できたら町のほうで話をして勉強したいということを言うとります。できましたら今のことを軸にして今後広域的に物事を考えるということの方向転換をある程度ご協力いただけるように1点お願いします。

もう1点は、一般廃棄物の再利用、この考え方ですけれども、非常に難しい。なぜ難しいといたら、古紙、要するに紙なんか中国ですとか、古鉄だと中国、中国の経済によってこういうものの単価が非常に違うてくるといようなことは言われやるんです。一時は波止場へ古紙が積み上げられたといような問題も出たのは事実です。

ただ、日本というのは残念ながらそういう資源国でないんで、やはり再利用するということが費用の面だけではなしに今後とも必要になってくるとするんです。できたら、日本というのは全て、極端に言えば外国に頼るんではなしに、循環社会の中で生活をするといような方向性が必要になってくるというのをご認識をいただけるようお願い

したいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時48分

○議長（大石哲雄）

再開いたします。

○2番（木村政子）

答えてないで。プラスチックどうなるんかと聞してる。

○町長（小出隆道）

プラスチックもよ、田辺市が……

○2番（木村政子）

年度出てない。

○町長（小出隆道）

年度はちょっとよう言わんと思う。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

先ほども言いました、その袋もっと薄くできないかという、その問題についてはどうですか。前に検討します言うて、薄くしたら安くなるという話でしたね。それについては改良するという計画はありませんか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

以前も説明したと思うんですけども、上富田町は障害者の福祉施設でしやるという特異なケースで袋つくっているんです。これは、国のほうから決められたんです。そういう施設のやつは、官公庁は優先的にせえということ。ただ、残念ながらどこの町とは言いません。どこの町とは言いませんけれども、外国のそういう袋をしやる市町村がありますけれども、できたら上富田町は障害者の施設でつくってある袋を利用させてほし

い。ただ、そこについてはやはり取っ手をつけるとか、袋の厚みについては制限が受けるので、今後ともそういう施設と研究を重ねた中で、今後とも研究をするということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

町長の言う意味はわかります。わかりますけれども、ある程度の紀南環境公社で上富田がそこへ合わせていかんなんという、その年度的な要望というのはないんですか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

これは、もうまことに申しわけないんですけれども、私は今のところ公社ではなく今は一部事務組合になっております。一部事務組合と稲成との合意がどの時点でできるかによって相当違ってくるように思います。できましたら、上富田町としましては、やはり稲成の皆さんに言うたら安心と受け取っていただけるというようなことが第一であるし、そのことによって稲成がいつ着工させてくれるということによってそういう年度計画できると思うんですけれども、今の時点では残念ながら不明であるということのご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

はい、わかりました。

でも、町の施策としてエコスタイル事業というのをやっている限り、やっぱりそこに参加する戸数というのをふやしていくということが、広域で取り組む場合でも非常に大事だと思うんですね。エコスタイルに協力して、回収ボックスに持ってきてくれるのに、洗っていない瓶があったり、古紙のところへでも発泡スチロールを持ち込んでみたり、本当にめちゃくちゃな持ち込み方をする町民さんが実際いらっしゃるわけです。そこまで足を運んで持ってくるのに、人がおらんから何でも放り込んでおけるということで、まだまだ理解が浸透していないという現実がありますので、エコスタイル事業を続ける限りはもっとそういう分別の徹底なり、裸回収の利点をもっとPRすることを、今後、担当者において考えていただきたいということを要望いたしまして、1番については終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

エコスタイル事業についての質問終了でよろしですか。

○2番（木村政子）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、次に、まず防災について。避難所についての質問を許可いたします。

○2番（木村政子）

それでは、防災についてお尋ねをいたします。

上富田町は津波が来ないということで、ちょっと海岸べりの市町村とは異なった立地条件があるわけですが、災害というのは津波だけではありませんので、地震とか、最近は大雨なんかも非常に多いということで、いろんな被害が想定されると思います。

それで、上富田町も避難所の指定がされていると思うんですが、それは何カ所でございますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

おはようございます。2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

まず避難所について、指定されている数は何カ所かについてでございます。

町には、災害時の避難場所としまして43カ所を設定しております。災害の種類によって避難場所等が異なります。地震では一次避難所を含め43カ所、風水害では40カ所の指定をしております。以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

その43カ所の避難所が開設されたとして、その運営については、町としてはどういうふうにするというお考えでございますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

お答えします。

避難所の開設ですけれども、43カ所全部ということが災害に応じて開設することになっております。そして、そこには全部の職員が配置するとかいうのがなかなか難しいと考えておりまして、できたら開設したところには職員が行ければ行くんですが、行けない場合については、地域の町内会とか自主防災会での運営という形にな

ると思います。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

もちろんそうだと思います。町全体ががっばり行かれるということは、余りないんじゃないかなと思いますが、避難所というのは神戸の震災でもそうですし、東北の大震災でもその運営の問題というのが非常に難しいという事例がたくさん報告されております。ただつくるだけではだめだということがお互いの認識になっているわけですが、実際それを機能させるための研修というのはどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

お答えします。

避難所運営のための研修についてで、実施しているかについてですけれども、町で実施している研修は、防災訓練等で避難所の開設、避難者台帳の記入、避難誘導、避難訓練等を実施しておりますが、ご質問の避難所運営の研修については、今のところ未実施となっております。

しかしながら、平成24年度から職員研修の一環で取り組んでいます、防災士の資格を取得する紀の国防災人づくり塾の講義で、避難所運営のワークショップがあり、避難所運営ゲームというんですけれども、それを活用した模擬体験とか訓練を経験しております。回数的には十分とは言えませんが、防災の知識として経験した防災士が、うちの職員に16名おります。うち、女性3名がおります。今後も拡大に努めていきたいと考えております。

今後は、避難所運営での問題点等を加味しながら研修ができればと考えております。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

先ほどのお答えで、職員が手が回らなかったら自主防災でというお話もありましたが、その自主防ではそういう避難所についての訓練というのはございませんか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

自主防での避難所運営についての研修は、まだ開いておりません。

先日の新聞の記事にも載っておったんですけれども、和歌山県が避難所運営リーダー養成を26年度から5カ年かけて取り組んでいくということになっております。県の避難所の設置では、町は運営は避難者自身による自治を基本とし、職員やボランティアが基本に徹するというようにされております。

また、県から市町村職員への事業説明は、この3月26日に予定されております。それを聞いてまいりまして、また地域へおろしていきたいと考えております。以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

はい、わかりました。

この前、熊野高校生とともに、かまどベンチの体験というのをさせていただきまして、上富田町を挙げてのご協力に感謝申し上げたいと思いますが、実際、かまどベンチでも使ってみると、頭で考えているようにはいかないわけです。大体、高校生は、火おしなんか家でしたことないから、まきを上手に燃やすところまでいくのに大変で、若いからすぐ身につけてできるようになるわけです。ですから、やっぱり訓練というのは非常に大事ななというのをその場を通じても感じましたので、議会でもこの前、図上訓練というのを計画していただいて、みんな作業着を着て、いろんな想定の問題、自分の考えをイエスかノーで答えるという非常におもしろいゲームもさせていただいて、やっぱり11名の議員の中でも一つの設問にイエスとノーが分かれるということ。

これやっぱり避難所運営ではいろんな考えの人寄ってくるので、まして大変だということを実感いたしましたので、ぜひ津波は心配ないんやよということにとどまらず、今後とも職員さん、自主防さんの訓練を重ねていていただきたいというふうに思います。

それでは2番の要援護者についてに移らせていただきます。

○議長（大石哲雄）

訓練についての答弁はよろしいですか。

（「はい」と木村議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは、避難所についての質問を終了いたしまして、2番目、防災について、要援護者についての質問を許可いたします。

○2番（木村政子）

それでは、まず最初に、要援護者の定義と町内では何人ぐらいなのかという点について質問いたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

2 番、木村政子議員さんのご質問にお答えいたします。

要援護者の定義及び人数についてでございますが、災害発生がした場合、みずから安全な場所に避難することが困難なため、第三者の支援を必要とされる方々であると認識してございます。

そうした中で、具体的に申し上げますと平成 21 年 10 月に策定いたしました上富田町災害時要支援者避難支援プランによりますと、その中で抜粋させていただきます。第 1 章の第 3 に、災害時要支援者の定義といたしまして、1 項から 7 項に定めてございます。その 1 項といたしましてはひとり暮らしの高齢者、2 項にいたしましては高齢者のみの世帯、3 項におきましては身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が 2 等級以上の者、4 項といたしまして知的障害者の療育手帳の A 等にあたる者、5 項といたしましては精神障害者福祉手帳 1 級の交付を受けている者、6 項といたしましては介護保険の要介護 3 以上で在宅により生活をしている者、7 項といたしましてはその他、町長等が認める者となってございます。定義については以上でございます。

人数についてですが、一昨日の地方紙にも掲載されておりました災害弱者の名簿充実という部分がございます、昨年の 7 月に災害対策基本法改正によりまして、それまでできなかった自治体内での名簿の共有ができるようになったこと、また新年度においては国の制度におきまして名簿の作成が義務づけられました。また印南以南の 12 市町村については、既に高齢者や障害者の把握をするための災害要援護者名簿を作成し、残る市町については作成を急いでおるというふうに載ってございます。

上富田町におきましては、現在把握しています要援護者の該当者数につきましては、2,653 名、そのうち約 1,616 名の方が名簿等の登録をしてございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

2 番、木村君。

○2 番（木村政子）

そうしたら 1,000 人ぐらいは登録されてないということになると思いますが、その 1,000 人の方には、当たって同意が得られてないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

この2,000名余りの方につきましては、リストアップはしてございます。そうした中で、これをもとに地元民生委員さんの方が地元を巡回していく中で、この方につきましては支援がなくても避難が十分できるという認識のもとで、名簿からはちょっと外させていただいているということでございます。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

それじゃあ1,600名が、支援が必要な要援護者ということになると思います。その名簿をつくっただけではだめなんで、その活用をどのようにしていくお考えでしょうか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

要援護者の方々に対する名簿の活用についてでございますが、要援護者リストの活用においては、災害時におきまして要援護者の安否の確認や避難所等での支援を的確に行うために、要支援者情報の把握と関係機関との情報の共有が必要であると思われます。そうした中で、日ごろから要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておく必要があると考えてございます。

以上のことから、本人の同意が基本とはなりますが、個人情報等の取り扱いには慎重かつ厳重に関係機関と協議しながら、災害発生時に備えまして避難行動等実施に必要な限度におきまして消防機関であったり地域の警察、または社会福祉協議会、地域におきます自主防災組織等々に対しまして、情報の共有について、今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

大変結構かと思いますが、その1,600人の方に、どなたが助けに行くかということとをあらかじめ決めておかないと、いざというときには実際機能しないように思うんですが、その辺の個別の支援についてはどのようにお考えですか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 徹）

お答えします。

要援護者の支援についてでございますが、地域におきまして共助の中で助け合う必要性につきましては、皆さんご認識されていることと存じます。そうした中で、要援護者の避難等支援するためには、地域におきまして日ごろから高齢者や障害者などを特定し、要援護者の方々のコミュニケーションや情報収集があると思われます。

今後の課題といたしましては、要援護者へのかかわり方や、誰がどの方を支援するのかとか、避難時においてはどの方をお世話するかなどなど問題が生じてくるとは存じますが、ただ大きな災害が発生したときにおきましては、地域の支援者の方々も被災される可能性がございます。そうしたことで支援活動ができないこともある中で、このため地域における支援に当たられる方におきましては、義務や責任を負うものではないと、民生委員さんも含めてですけども、そういう責任を負うものではないと。この問題につきましては要援護者の方も含めまして、関係する全ての方々が十分理解していただきたいと存じます。

町といたしましては、今後におきまして要支援者の支援体制等について協議させていただき、町内会や自主防災の方々の理解を得ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

そこのところが難しいんですよ。責任を持たせると、なかなか支援はしてもらえないということ。矛盾になるというふうに思いますが、やっぱり自助、共助というあたりが、いざ災害というときには大変重要になると思いますので、特に共助の部分で地域の皆さんの理解を得る広報なり、働きかけを十分やっていただきたいというふうに思います。

今後とも十分災害に対して備えていただく施策を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大石哲雄）

2番、木村政子君の質問を終わります。

10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時19分

○議長（大石哲雄）

再開します。

7番、沖田公子君の質問を許します。

沖田君の質問は、分割方式であります。

まず、定期予防接種についての質問を許可いたします。

○7番（沖田公子）

おはようございます。

私は、平成10年に初当選をさせていただきまして15年になります。議会議員として、住民の皆様の声を町政に届けてまいりました。

きょうは、定期予防接種についてと認知症高齢者の介護支援について、分割で質問させていただきます。

まず初めに、定期予防接種について質問させていただきます。

政府は、ことし10月から水ぼうそうを予防する小児用ワクチンと成人用の肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づいて自治体が行う定期予防接種に加えることを決めました。厚労省の推計によると、水ぼうそうは毎年約100万人が感染し、そのほとんどが9歳以下の子供で、一般には軽症だが年間4,000人程度の入院、20人ほどが亡くなっております。

一方、成人の細菌性肺炎の感染も年間100万人に上るとされております。このうち3万人余りの方が死亡していると見られます。両ワクチンによって患者数を大きく減らすことが期待されております。

町として、それぞれの対象人数と実施方法、接種費用などの取り組みをお聞かせください。よろしくお願いします。

第1回の質問、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

7番、沖田議員の一般質問にお答えします。

沖田議員には、日ごろから町民の健康管理にご心配をいただき、予防接種事業の拡大に積極的に提案されております。

今回、公明さん等のご尽力によりまして、水ぼうそうを予防する小児用ワクチンと成人用の肺炎球菌ワクチン接種事業が国のほうで定期予防接種事業と行われることになってきました。素直に感謝を申し上げたいと思います。

については、お願いすることがございます。

このような予防接種事業は、国は地方交付税に算定し交付することが一般的でございます。平成26年度の一般予算会計を審議していただくんですけれども、その中で予防接種事業としましては、上富田町3,058万3,000円の費用を計上しています。上富田町の地方交付税は、基準財政需要額と基準財政収支額との関係で、交付税の交付割合は50%、これ100%組んだんやなしに、もう計算したら50%しかもらえないんです。

一方、予防接種の交付税割合は一般的に9割交付税入ってますよという国の説明なんです。ところが、それは実際53%なので、実質的には50%程度しか交付税で算入されていないような結果になります。

26年度で当初予算を見ましたら、町の単独、要するに町のほんまの持ち出しが1,500万円も負担しやるといような状況でございます。このことが、上富田町の非常に財政の圧迫の原因になっておるといようなことでございまして、今後、こういう接種事業を行うとか、いろんな医療に関する問題が出てきますけど、町の財政で接種事業せんよとか、こういうものを医療費の無料化といようなことが出てくることでありましたら、非常に町民の皆さんにご迷惑をかける結果になってきます。

については、公明党の皆さんも政権与党の関係でございまして、今後、こういうものにつきましては、交付税より補助金にして、交付税9割したのやったら補助金で9割いただけるような新たな考え方を国のほうで認めていただけるようお願いしたいと思います。

いずれにしても、健康の問題です。国民の一人一人が不合理性のないような格好で、今後取り組んでいただけるように思います。

具体的なことにつきましては、担当より説明させます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

おはようございます。私から7番、沖田議員さんのご質問にお答えいたします。

今、町長が交付税等のことをおっしゃられましたけども、私のほうは対象人数、実施方法、接種費用についての取り組みについてお答えいたします。

まずは、水ぼうそうを予防する小児用ワクチンについてお答えいたしますが、今現在、厚生労働省より示されている案により回答とさせていただきますのでご了承ください。

水ぼうそうにつきましては、感染力の強いウイルスにより流行し、5歳までに約8

0%の子供さんがかかると言われています。一度罹患すると終生免疫がつきます。疾患を防ぐためにワクチンの接種があり、現在は任意の接種となっておりますが、厚生労働省が平成26年10月より定期接種として試行を検討されております。

水ぼうそうは、接種に本人の義務があり、主に集団予防を図る目的でA類疾病に位置することを検討されています。A類疾病につきましては、費用の9割が地方交付税で賄われ、自己負担につきましては無料で実施している自治体が大半でございます。自己負担につきましては、当町でも現在A類疾病12のワクチンにつきましては、無料で実施をしております。水痘ワクチンにつきましても、無料という方向で検討していきたいと思っております。

実施方法につきましては、医療機関に委託と考えております。

それで、対象者の人数でございますけれども、接種対象年齢につきましては、厚生労働省の案としまして、水痘ワクチンは生後12カ月から生後36カ月に至るまでの間に2回接種を行う。また、経過措置としまして、平成26年度に限り生後36カ月から生後60カ月に至るまでの間にある者を対象にしまして、1回接種を行うとされております。

それで費用ですけれども、一応今現在、1歳から3歳までの方が2回と3歳から5歳までの方を1回としましたときに、接種率等もでございますけれども、大体500人程度を予定しております。

接種の費用でございますけれども、ワクチンと、それと医療機関への委託費を見込みまして、8,000円から9,000円ということで見込んでございます。それで、500人の9,000円としまして450万円程度要るんじゃないかなと見込んでございます。

続きまして、成人用肺炎球菌につきましてお答えいたします。

成人用肺炎球菌につきましては、厚生労働省の資料によりますと、肺炎は日本人の死亡数第3位を占めており、特に、高齢者において高い死亡率となっております。このような肺炎のうち、4分の1から3分の1につきましては、肺炎球菌によるものと考えられております。

高齢者を対象としました成人用肺炎球菌は、接種に努力義務のない個人の予防目的に比重のあるB類疾病に位置づけされることを検討されています。B類疾病につきましては、地方交付税3割ということになっております。それで、残りは全部、または一部を自治体が助成することになっております。自己負担につきましては、現在B類疾病につきましては高齢者のインフルエンザがでございます。生活保護世帯以外の方からは、1,000円を徴収してございます。このことを踏まえまして、成人用肺炎球菌につしまし

ては、近隣市町村の状況を見ながら検討していきたいと思います。

いずれにしても、自己負担につきましては、若干ですけれどもいただくようなことで検討してございます。

それと実施方法につきましては、これも医療機関に委託と考えてございます。

それと人数等でございますけれども、成人用肺炎球菌ワクチンは、インフルエンザ定期接種対象者と同様に、65歳以上の者と60歳以上のもので免疫の機能に障害を有する者を対象としていますが、65歳以上の方につきましては経過措置が設けられまして、措置終了後の平成31年度より実施となります。経過措置では、平成26年度から30年度までの間に65歳から5歳刻みの方を対象とすることとなっております。

それで、費用でございますけれども、人数が26年度につきましては大体700人程度、そのインフルの接種率が65ということで460人、それで費用につきましても7,000円から8,000円程度ということをお考えしております。それで約370万円程度を見込んでございます。

それで、両ワクチンの定期導入につきましては現在厚生労働省で検討されており、今後は平成26年7月に予防接種法の省令等の公布、10月施行を予定しているとのことですが、導入に当たりましては現在の情報は案であり決定事項ではございませんので、今後内容が変わることもあります。スケジュールどおりであれば、9月議会へ補正予算案を提出することを予定としております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

2回目、よろしいですか。

それでは、沖田君の定期予防接種についての質問をこれで終わります。

続きまして、認知高齢者の介護支援についての質問を許可します。

○7番（沖田公子）

認知症高齢者の介護支援について質問させていただきます。

厚生労働省の推計では、2012年現在、65歳以上の高齢者3,079万人のうち、認知症の人は462万人の15%です。認知症になる可能性がある軽度認知障害の人も400万人います。認知症にかかる可能性は、年齢とともに高まるので、今後さらにふえると予想されています。認知症になると、記憶力や理解力、判断力が低下し、社会生活に支障を来します。今後、患者がふえることで施設が不足し、在宅の患者がふえると思われる見られています。患者と家族が安心して暮らせる環境整備は、緊急の課題と言えます。

そこで、1つ目として現在の上富田町の65歳以上の人数、高齢化率をお伺いいたします。

また、総世帯に対して65歳以上の単身者世帯、65歳以上のみの複数世帯、人数をお伺いいたします。

2番目に、超高齢社会に向けて、各自治体の取り組みが進んでいます。上富田町として、認知症対策、介護予防対策で、今後力を入れていく事業についてお伺いいたします。

3番目といたしまして、認知症の予備軍とされる軽度認知障害の方も、早期の段階での発見による予防、治療により、発症や進行を予防、遅延することができると世界的に報告されてきています。この軽度認知障害の方が、適切な予防なしに放置された場合、5年間で約半数の方が認知症に移行するとの研究発表もあります。

そこで、認知症の前段階である軽度認知障害の状態を、パソコンを使って判定するスクリーニングテストを、認知症予防事業として行つてはと提案いたします。

次に、一人でも多くの方が自分自身の健康をチェックし予防できるように、町が行っている健康づくりのための健康増進介護予防に関する事業の情報を一覧できるように、ガイドブックなどにまとめて周知してはと考えますが、当局の答弁を求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

答弁願います。

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

7番、沖田議員さんのご質問にお答えします。

65歳以上の人数、高齢化率でございますが、平成26年2月末現在では、住民基本台帳による総人口は1万5,366人、65歳以上の人口は3,596人で、高齢化率は23.40％になります。

続いて、総世帯に対して65歳以上の単身者世帯、65歳以上のみの複数世帯、65歳以上のみの複数世帯数、人数についてでございますが、住民基本台帳により判断することができませんので、毎年5月ごろから民生委員さんを通じて70歳以上の高齢者や障害者の方等の調査をお願いしてございます。その中で、70歳以上のひとり暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者2人世帯を調べておりますので、その人数でお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（「はい」と沖田議員呼ぶ）

○住民生活課企画員（原 宗男）

すみません。ありがとうございます。

それではお答えをさせていただきます。

平成25年度の調査の人数ですが、70歳以上のひとり暮らし高齢者の人数は365人でございます。世帯数も同じ365世帯になります。調査時の上富田町の世帯数は6,420世帯であり、その割合は5.69%になります。70歳以上の高齢者2人世帯は308世帯で人数では616人になります。

続いて、2番の認知症対策、介護予防対策で、今後力を入れていく事業についてでございますが、介護予防対策では、平成26年度から介護予防日常生活支援総合事業を実施し、要支援認定者や要介護になるリスクの高い2次予防事業対象者に対し、通所型の介護予防事業と配食、見守りなどの生活支援サービスを組み合わせた事業を実施していきます。

具体的には、上富田町社会福祉協議会と協力し、65歳以上の健康な高齢者を中心にボランティアをしていただける方を募り、地域でのサロンの開催や配食、見守りなどの生活支援に携わっていただく機会をつくっていきます。ボランティアとして希望していただいた方には、養成講座や集いの機会をつくり、健康づくりや介護予防、認知症予防などに関する知識を深めていただきます。

この取り組みで支援の必要な高齢者世帯を地域で支える体制づくりを進めていくとともに、生活支援活動をしていただくことにより、健康な高齢者の方々自身の活動の場ができ、生きがいつくり、介護予防の効果が期待できると考えてございます。

また、通所型による介護予防事業を実施することにより、要支援認定者に対してはこれまでの重度の介護の方々とともに利用していた介護保険のデイサービスとは異なり、比較的元気な者同士とのかかわりの中で、より高い自立支援効果が期待され、また、介護認定において要支援と日帰り等を行き来するような方に対しても、切れ目のないサービスが期待できるようになります。

続いて、認知症対策につきましては、認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができることの実現を目指し、認知症に対する知識の普及啓発活動、介護予防事業としての認知症予防教室の実施、相談業務を中心に取り組んでいきます。具体的には、普及啓発活動については、従来から取り組んでいる認知症サポート養成講座を引き続き実施してまいります。

介護予防事業としましては、認知症予防教室を開催し、認知症を予防する生活支援を実施してもらい、認知症予防に関する理解を深めていただきます。

相談業務につきましては、認知症疾患医療センターとして南和歌山医療センターが県の指定を受けており、鑑別診断と初期対応、平成26年4月1日からは専門医療相談等の体制が整うことになってございます。包括支援センターでは、地域住民、民生委員、地域見守り協力隊、ボランティアによる見守り活動で寄せられた相談に対し早期に医療

機関につなげていけるよう、本人、家族への支援を行ってまいります。

続いて③でございます。

軽度認知障害の状態を、パソコンを使って判定するスクリーニングテストを認知症予防として行ってはどうかについてでございますが、パソコンを使って判定するスクリーニングテストにつきましては、東京都に本社のあるティーペック株式会社が提供している軽度認知障害スクリーニングテスト、略称でMCISというシステムのサービスとなっております。検査費用は1人当たり約2,500円となっております。実施者によっては結果のばらつきが少なく、認知症の前段階である軽度認知障害のリスクを97%という高い精度で判別できるというものでございます。

導入している市町村は愛知県の尾張旭市、埼玉県の小鹿野町、同じく埼玉県の幸手市の3市町となっております。

現在、認知症のスクリーニング目的として、簡易検査として医療機関や介護の現場で広く用いられている方法は、改訂版長谷川式簡易評価スケールとミニメンタルステート検査、略称でMMSEが挙げられます。

改訂版長谷川式簡易スケールは、9つの質問項目で20点以下の場合、認知症の疑いがあるとされてございます。ミニメンタルステート検査（MMSE）は、アメリカで開発され、認知症のスクリーニング検査として国際的に使われている検査です。30点満点で11の質問項目からなり、見当識、記憶力、計算力、言語的能力、図解的能力などを調べます。22点から26点が軽度の認知症の疑い、21点以下が認知症の疑いとされてございます。

上富田町が介護予防事業として実施している認知症の予防教室は、和歌山県が和歌山県立医科大学病院と開発したプログラムによって行っております。

認知症予防教室の実施の目的の一つとして、参加者への検査項目をもとに、認知機能低下が疑われる方を早期に発見し、医療機関受診につなげるということがありますが、その検査方法としてMMSE検査が県内統一として使われてございます。面談で教室のスタッフにより行われているため、費用は発生してございません。

ご質問のパソコンを使って判定するスクリーニングテスト（MCIS）は、面談で行うMMSEよりも精度が高いという利点が考えられますが、今後の全国的な普及状況や費用などを注視していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、健康づくりのための事業の情報をガイドブックにまとめてはということでございますが、議員さんご指摘のように、地域包括支援センターでは、転倒無し教室、シニアエクササイズ教室、認知症予防教室などの事業を行っております。介護予防を

より一層進めていくためにも、周知を図ることは大変重要なことだと考えてございます。

地域包括支援センターの事業を初め、保健センター等も行っている健康づくり等もあわせて周知を図ってまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

2回目、7番、沖田公子君。

○7番（沖田公子）

ご答弁ありがとうございました。

上富田町は、本当にほかの方からもお聞きすることですけど、すぐに認知の方とかそういう介護に対応していただけるというお声をいただいております。頑張ってくださいと思います。

この認知症の先ほどのスクリーニングテストの件なんですけども、そのほうが誤差がなくということなんですけども、上富田町ではこのMMSEというのを採用してもう大分長いことやっておられるということをお聞きいたしました。

早期ですね。認知症は特効薬がなくて、予防で食い止めるしかありませんので、早期発見するために、大勢の方がこの認知症の予防の今のMMSEに参加していただきたいと思うんですけども、これの発症を抑えるためにつながると思うんですけども、今後どのように認知症予防チェックの普及を、もともと上富田町の皆さんの中に取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいんですが。

そして、またこの認知症になりました場合、本人もそうなんですけども、その家族のサポート支援というもの、どういうふうに今後また取り組んでいかれるのかということもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

7番、沖田議員さんの質問にお答えいたします。

認知症予防教室につきましては、上富田町ではMMSEを実施しているということでお答えをさせていただきました。

今後も、このMMSEでやっていきたいと思っておりますので、認知症予防教室に今後も続けていきますので、そこにたくさんの人来ていただいて、そういう認知症の早期発見につなげるような取り組みを進めていきたいと思っております。

家族につきましては、認知症サポーター養成講座というのもやっております、近所にはそのような講座を受けた方がございますので、近くにそのような方が、その方たち

によって地域包括支援センターのほうに話がございましたら、地域包括支援センターのほうからも訪問し、その方たち家族のサポートもやっていきたいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

もう一つ、認知症と。

○町長（小出隆道）

今、一番問題にあるのは、健康診断して精検しても、来てほしいとお願いしても来ん人が多いんですわ。私はいつでもこう言いやんねんけど、今は個人というより地域の力をかりてしなければできないなという判断をしております。

特に、高齢者の方に対しては、高齢者だけの世帯とかひとり住まいの方、老人の方が多いんですわ。こういう方々については、その人が気つかんことがある。そういう方については、やはり地域の方で見守っていただくということで、例えばの話ですけど、地域見守り隊をつくるというようなことしておりますけど、できたらそういう相談業務を地域としていかに、まあ言うたら拡充するかということの必要が出て、それが町がする事業に参画していただくことが必要になるというご認識をお願いしたい。

ただ、これは高齢者の問題だけではなし、子供の家庭でもそういう事例が発達しているのが状況でございます。先日、テレビでひどい場合でありましたら居酒屋へ子供を連れて行って、親の酒の飲むまで子供と一緒に食事しやるというような、こんなことありますけど、我々の時代というのはやはり6時という夕食には家族団らんしやったような状況でございます。できたら、社会生活の中で今どういうふうにするかということ、役場というよりは全体的に考える必要が出てくるということのご認識、それと役場がしやるこういう健診等につきましても、積極的に出ていただけるといような格好のできたらご認識をいただきたい。

そのために、くどくど言うわけではないですけど、やはり教育の向上が必要であるということのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、沖田公子君の質問を終わります。

13時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午後 1時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

12番、井澗治君。

井澗君の質問は、一括方式であります。

○12番（井澗 治）

私は、今回も住民が主人公の町政を目指し、住民の良識が輝く町に全力を尽くす、これを政治信条として議会活動をやっております。今回も、この立場で質問させていただきます。

まず、1番目の問題は、町政の問題であります。

過日、臨時議会で町長は5期目を目指す自分の立場というものを、自分で発言をされました。それには、政治姿勢として、明るく豊かなまちづくりの政治理念に基づきという言葉を使いました。そして、その理念に基づいて、みんなが学んで花開く、口熊野上富田の実現に向けて3つのことをやる、そういうことをおっしゃいました。

私は、言葉遊びをしようというつもりはありません。ですが、政治理念と言われた以上は一番聞きたいのは、この理念というものによって、その中でも幸せなまちづくり、町民あるいは町、幸せというのはどういうふうにイメージ化すれば、町民にわかりやすくイメージ化すればどういうものなのかということを教えていただきたいというように思います。

町長が4期16年、ずっとやってこられたことにつきましては、私承知しております。またこれから何を具体的にやるかということも、若干は承知しております。ですので、なるべく私は、これが上富田として幸せな町であり、幸せな町民の暮らしなんだというそのイメージを、仮に私が誰かに聞かれたときに、小出町長、こういうふうに言うてましたよと言えるようなイメージをここで描いてみていただきたい、こういうことを、まず一つ、お伺いしたいと思います。

非常に理念という言葉というのは難しい言葉だと思うんですね。私も辞林を引いてみました。それによりますと、理念とは、理性によりて得たる最高の概念あるいは純粹理性の概念とこういうふうに書かれているんですね。

また、漢字の国語辞典ではこんなに書いています。その概念のことを、同類のものの中から共通の性質を求め、抜き出すことによってとらえられる内容、こういうふうになっております。恐らく町長さんは、明るく、豊かな、まだ明るいだけじゃなしに豊かなとこうつけているわけですね。そんな町の中から、どういうことを町民に訴えたいのか、

あるいは自分の政治信条としてやりたいのかというのが、もう少し具体的にされていいのではないかというように思いますので、その点、ひとつお答え願いたいと思います。

その中でも、恐らくいろいろ出てくると思うんですけども、２番目の問題は、介護保険についてであります。

安倍内閣は、もう既に介護保険についての閣議決定をなされております。それによりますと、よく言われる言葉で、介護の社会化という言葉が介護保険をつくったときに言われたんです。いかにして介護を社会的な存在として政府が責任を持ち、そして政治の力で何としても介護をやっていくという、そういう概念で始めた介護保険だったんですけども、今は保険あって介護なしと言われているぐらい、いろいろと国の体制あるいは政策というのが変わってきております。今回は、またさらにそれが非常にひどくなったように思います。

まず、現行の要支援１、２というのは、これは認定を受けてやられるやつなんですけれども、これをなくしてしまう。そして、介護３以上を施設介護に受けられるようにしていくと、そして３つ目には、自己負担分を年収２８０万円、つまり年収２８０万円ということは２８０万から１２０万の公的資金が引きまして１６０万ですか。その人以上の原則２割にするというようなことを言われているんですけども、ある意味では、これはもう全部にかかわってくると言われております。これはどうなのかと。

それから、低所得者向けの食費、居住費は補助を縮小するというふうに言われております。こういうことを閣議決定されたんですね。閣議決定されたのはいいんですけども、これが一体私たちの町にどういうふうな影を落とすのかという問題があります。

それで、私が今言ったのは、ごくあらましの政府の決定ですか、閣議決定された中身であります。これを受けて、そこに介護保険についての問題がずっと書いております。

この見直しが、どういう町民にとって意味をなすのかというように受けとめられているのか、その受けとめる立場が、町長が、まだこれ町長に聞いておりませんが、恐らく法の方向に向かって受けとめていく答えが出てくるだろうと思うんですけども、それがどうなのかと。

それから、要支援１、２がなくなるということは、介護するその内容が変わってくるということでもあります。これがどういうふうに受けとめられているか、またどうなるか。サービスが受けられなかったらどうなるかという問題があります。さらに、介護保険料がまた引き上げられますけれども、若干減額される面があるんですね。減額される面があるんですけども、全国平均からいったら、今回も恐らく高くなるのではないかと思います。それから、年金暮らしの高齢者の負担というのが、非常に

厳しいものになってきております。

これらについて、まず第1回目は質問をしておきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

12番、井濶議員さんの一般質問にお答えします。

井濶議員さんは、常に町民の目線でご質問いただきました。たまには、町の財政も考慮してご質問いただきましたかったなと思っております。いずれにとりましても、私にとってはよい経験を積むということで、今後も井濶先生のご意見は参考にさせていただきたいと思います。

さて、一番初めの質問ですが、私の町政運営に関することでございまして、私は、さきの町長選挙でも公約を掲げることなしに、町民の皆さんにつきましては、総合計画を説明し、その実行が大切であるとお願ひしております。特に私は職員から町長に就任しております。そういう関係上、基本的には上富田町の総合計画に基づき行政運営を行うことにしております。

井濶議員から基本的な意見と言われておりますけれども、既に議会の皆さんの議決を経て、上富田町は基本構想が組まれております。その中で、基本理念についてはうたわれております。時間かかるかもわからんけれども、読ませていただきます。

この本があるんです。この本の中に、6ページに基本理念と将来像ということがうたわれております。

基本理念については、『『明るく豊かなまちづくり』～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～、基本理念とは、上富田町のまちづくりの基本的な考えを示すものです。町民が、健やかで安心して暮らせるように、町民と行政が一体となって、協働により活力あるまちづくりを目指します。本町は、温暖な気候や美しい緑、町の中央を流れる富田川など、風光明媚な自然に恵まれ、明るく豊かなまちづくりが進んできました。それは、先人たちの限りない努力の賜で、今日の繁栄があります。その意思を引き継ぎ、みんなの知恵と創造により、『『明るく豊かなまちづくり』～明るく生活ができ心の豊かさが実感できるまちづくり～に、力を合わせて取り組みます。』ということで、これは極端に言うたら、私の考えではなしに、議会の皆さん方の議決を経て基本理念というのを決めたということのご了解をいただきたいと思います。思っております。

しかし、具体的に、抽象的な問題じゃなしに具体的に説明せよということでございます。

私は、4期目にそういうものができたんか、また5期目できるんかいうたら、残念な

がら私の考える理想的なまちづくりというのは、ほど遠いと考えております。5期目もできません。なぜできないかと言いましたら、上富田町の財政運営は非常に厳しく、90%が経常経費でございまして、今の町政を維持するのが精いっぱいな状況でございます。当面は、財政の許す範囲で行政運営を行いますので、私の理想のまちづくりということは非常に難しいと考えております。

ほな、理想のまちづくりというのはどういうものか言うたら、今の時点、今の時点を考えてときには、やはり町民の方がある程度所得を得る、生活が安定するということになってくると思います。そういう中で、個々に説明させていただきましたら、所得の向上目指して第1次産業、上富田町、大きく分けて農業と林業でございます。よう言われるのは低コスト化で経営し、要するに利益を上げなさいよということでございますけれども、今農道をつけるにしても水路をつけるにしても、ため池を改修するにしても、農家負担というのが要るんです。国のほうから、県のほうからもうて、あとは町と折半、そういうものがなしにできるような町の財政があったら、農家の方には大変喜んでいただけるんですけども、それほどまでに町は財政豊かでなしに、やはり農家負担を求めることになります。現状は無理です。

そういう中でも、人としては、やはりしなければならないものはするということで、今県にお願いして、市ノ瀬の場合でございましたら、ため池が山間の中間にあるんです。これについては、農家の方に負担さすことなしに、できたら国とか県の補助金、町をもって防災をなおすということで取り組んでいるような状況でございます。一点はお願いしたいのは、町民の負担なしに所得にもなるような政策したいけど、残念ながらできないということのご理解いただきますように。

次に、商工業について、大きく分けましたら、若者は就労の機会が少なくなってきました。やはり就労の機会を拡大するということは必要になってきますけれども、企業の誘致政策に比べたら、先日の総務教育常任委員会でも、そういう政策を立てますよという話はさせていただきました。ところが、それをしたところで先進県の市町村を見たときには、上富田町は比較もならないほど貧弱な優遇対策でございます。できたら、上富田町もほかの県よりも増して優遇政策したいんですけども、財政的に厳しいなということがございます。

例えば、私は東京へ行くんです。モノレールへ乗ったら、例えば何年間来て、営業して雇用してくれたら、土地は無償で貸し付け、一定の期間来たら払い下げますよというような優遇政策をとるところとか通信費を何年間無料にするとか、電気を何年間無料にしますよというこういう優遇政策したのが実態でございましてけれども、同じようにすることは、上富田町は非常に財政的に無理かなと思っております。

もう一点は、非常に辛いことではございますけれども、上富田町なぜか大型店舗が来たときには、その店舗は非常に営業的にはあれなんですけれども、反面、地元の小売りの方が非常に苦しいということで、この小売業者をいかに育てることが出てくるような気がします。

皆さん方もお願いしたいのは、小売業者をこういう形でしたい、私はむしろ保育所なりいろんな町内の物品については入札することなしに、地元から購入するというような格好の中で、ある程度育成するという必要があるということのご理解をいただきたいと思っております。

また、26年度の予算を組むにつきましては、皆さん方にご審議いただくんですけれども、職員からもやはりいろんな提案あるんです。例えば、防災について、木村議員から質問されとりますけれども、もう少し詳しいハザードマップつくりたいよということあるんです。それは、何千万円もお金かかるんです。そういうものをつくれな、避難所のこともお話あったんですけれども、避難所の運営についても、勉強はさせています。現実的にお金なしでするというのは非常に難しい。そこで、集中的に朝来の小学校について発電機を整備するとかそういうものをする、それともう一つは、文部科学省の通達、極端に言うたら住民生活にかかわる、いろんな通達あるけれども、それをまとめてする必要あるよというようなことを議論されております。

いずれにしましても、いろんな時点でお金があれば理想にできますけれども、お金なしに行政の運営は難しいということが出てきます。私は私なりに理想は持っておりますけれども、やはり財政的に厳しいということのご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、介護保険です。介護保険は、制度としてするときには、日本共産党は多分反対の立場をとったと、私は考えております。この議会でも反対されたです。

今日見たときに、介護保険というのは必要であるのかないのか、これは今の高齢化社会の中では、制度としてぜひとも必要です。ただ、残念なことに、これが平成19年あたりと24年の決算書見たら、この間、5年ほどで介護給付費が2億ほど伸びたんです。これがますます伸びます。しかし、このままでやったら介護保険制度は、財政的に破たんして持続することが無理でございます。やはり1期1期検討して、そのことを踏まえて、今度は6期になるんですけれども、6期の保険料とかそういうものをする議論が出てくると思います。できましたら、むやみに上げるのではなしに1期1期検討して、その結果として保険料決定して、持続可能な制度をできたらするということのご理解をいただくようお願いしたい。

いずれにしましても、介護保険については、担当のほうから少し説明をさせます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

一部、町長さんの答弁と重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

12番、井瀬議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、この見直しは、介護される町民にとってよくなるのかどうかについてでございますが、まず介護給付費の状況について、お答えさせていただきます。

第5期計画で策定しました上富田町の介護給付費の総額は、平成24年度は9億8,086万7,000円、平成25年度は10億3,931万1,000円、平成26年度は10億9,349万3,000円と推定してございます。実際のところは、平成24年度決算では10億142万4,020円、平成25年度では3月補正予算作成時では11億4,682万円、平成26年度当初予算案では11億5,525万円で、それぞれ計上しており、計画と比較しても増加しているのが現状でございます。また、平成26年度当初予算案では、和歌山県より財政安定化基金貸付金を借りる予定になっており、上富田町の介護保険財政は、非常に厳しい状況にあります。

以上のことから、第6期におきましても、介護保険料を値上げせざるを得ない状況にあり、そのことでは、町民の皆様にはご負担をおかけすることになります。

そうした中で、一定所得者の利用者負担の見直しや食事、居住費などの見直しが行われ、町民の皆様にはご負担をおかけするところもあるかと思いますが、町としましては、町財政厳しいところであります。町民の皆様には、今後も介護保険会計が安定的に運営できますように、引き続きご理解ご協力いただきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、要支援1、2をなくすことで、その介護の内容はどのように変化するかについてでございますが、要支援1、2の方に行われている介護予防サービスについては、訪問介護と通所介護が、平成29年4月までに、全ての市町村が新しい総合事業の中で実施することになってございます。その理由として、現在の訪問介護と通所介護は運動機能の向上や認知症予防などの介護知識や技術が必要なサービスと、必ずしもそうとは言えない掃除や洗濯、レクリエーションなどが一緒に提供されているからです。そうしたことから、要支援1、2の方の見直しが行われました。介護内容につきましては、訪問介護では、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活支援サービス、住民ボラ

ンティアによるごみ出し等の生活支援サービス等多様な担い手による生活支援を活用することになってございます。

通所介護では、NPO、民間事業者等によるミニデイサービスの提供、コミュニティーサロン、住民主体の運動、交流の場の提供、リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等が関与する教室などの開催が考えられます。また既存の介護事業所による身体介護、生活援助の訪問介護、機能訓練等の通所介護については、引き続き利用できますが、市町村が定める基準を満たした事業所へ移行する必要があります。なお、訪問介護と通所介護以外の介護予防サービスについては、従来どおり、介護予防給付の中で行われますので、介護内容には変わりはありません。

続きまして、介護保険料は、また引き上げとなるが、それはどうなるかについてでございます。

初めに説明させていただきましたが、上富田町の介護保険財政の状況を説明しましたが、議員さんのご指摘のとおり、第6期計画では引き上げの方向で検討させていただくことになります。ただし、低所得者の方の保険料については、軽減強化を図るとなっており、平成25年11月21日の全国介護保険担当部局長会議資料によりますと、2015年時点で最大1,300億円の公費を投入し、第1段階、第2段階では基準額掛ける0.5が0.3に、特例第3段階では基準額掛ける0.75が0.5に、第3段階では基準額掛ける0.75が0.7に軽減強化が図られることになっています。

また、保険料の標準6段階から標準9段階への見直しの検討がされており、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また多くの自治体で特例第3段階、特例第4段階の設置や本人課税所得層の多段階化している現状を踏まえ、標準の段階設定を現行の6段階から9段階に見直すとされています。なお、現在と同様に、引き続き保険者の判断による弾力化が可能となっております。

上富田町におきましても、国の改定や介護給付費の伸びを踏まえて検討させていただきます。具体的には、第6期介護保険計画策定委員会にお諮りすることになりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、年金暮らしの高齢者の負担はどうなるかについてでございます。

現在の上富田町の保険料の段階表は7段階あり、年金収入も含め、本人及び世帯の所得状況によりそれぞれの段階に区分されます。また、先ほどもご説明しましたが、第6期では、国が9段階に見直しをする予定になっておりますので、町としましても、7段階からの見直しの検討をする必要があります。

年金暮らしの高齢者の負担がどうなるかについてでございますが、現在の7段階によりお答えしますと、上富田町の基準額は第5段階のところにあり、第1段階から第3段

階については軽減が図られますので保険料率が下がることになり、第４段階は基準額に 0.9 を掛けた保険料ですから、今のところ判断はできかねます。第６段階から第７段階までは同じ率かもしくは上がることになってまいります。

負担額については、平成 26 年度に決定することになりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12 番、井濶君。

○12 番（井濶 治）

まず、町長の政治理念の問題であります。

私は、具体的にそういうことは、もうよくわかっているんです。町長、何したいかいうのわかっているんですけども、ただ今言うたように幸せなまちづくり、豊かなまちづくりという、その豊かとか幸せというのはどういう視点で考えられているのかなというのが、私若干理解をしておきたいと思いましたので、質問したんですけども、大方のところは、私の推測ではわかりました。

ただ、ちょっと違うということなんです。それはどんなに違うんかと言いますとまず、この問題で一番大事なのは、もし幸せなまちづくりというようにしていうことを言うのであれば、幸せであるかどうかというまず現状というのをどういうふうに理解しておくかということが、まず大事だと思うんですね。

その現状がどうなっているかということを、一遍見てみましょうか。

まず、子育ての問題です。実態をきちっとつかんだ上で物事を考えていくというのが、私たち、住民が主人公の町政のやり方なんですけれども、まず町長、子育ての問題。町長は子どもは、私は子どもというのは親から生まれた途端に人間としての存在を始めると、そして、それはやっぱり一方的な存在だと、子どもというのは夫婦の問題の子どもです、家庭の問題ですけども、それはやっぱり公のものがその子に対して、幸せをつくっていかなくちゃいけない。町長は子どもは郷土の宝だと、こういうふうにおっしゃたんですね。私もそれは同感なんです。

そこで、その子育て、子どもが生まれて、おぎゃと産まれた瞬間から社会的存在である子どもが、生まれてもうちょっと大きくなって行ったらどうなるかといったら、すぐに行き当たるのは公立保育所ですね、保育所の問題です。

保育所に行きますと、要するに上富田町はまだ公立という保育所が維持されております。民間委託されないで、町長、これはまだやるんだということで頑張ってくれているので、これはありがたいことだと思うんですけども、ほんならそこに生かしている保

育料どうなのかという問題が1つあります。

保育所はご承知のとおり、夫婦が共働きでいくときに子どもさんを預けて、そして小さいときからしっかりした子ども、判断のきちっとできる子どもというのをつくっていくということをしているわけなんです、その保育料ですね。今、多少上富田町は国の基準よりも下げております。これはもうよくわかっております。

ただ、2人目からは半額になっていますね。これ私はやっぱり、今高知県高知市あたりでは2人目から全額免除というようにやってこられるということで、子育て支援をしていこうということになってきております。なぜ、そういうことか言いますと、例えば上富田に、保育所で2人預けている人が52人いるんですね、52人。それ実際、保育料調べてみますと、約640万ぐらいのお金が1人分として半分から取っているわけなんです。もし、これが、子ども出生率が非常に低いんですけれども、段々低くなってきて、とにかく人口がふえていく、上富田町の宝である子どもたち、その保育所の子たちが、将来10年、20年たったら上富田背負っていくわけなんですけれども、その子たちがもっと多くなる、2人も3人も欲しい夫婦があっても1人しか産めないあるいは2人も産めないというような状況というのが、今あるんですね。

それはなぜかと言うたら、保育所に、仮に2人目あっても、2人目、3人目は、皆全額免除していただけるというような制度があったら、安心して働きに行けるということが言えるというふうに、私は思うんですけれども、そういう点が1つあります。

それから、まだ子育ての問題では、子どもの医療費あります。

現実問題として、子どもの医療費の無料化は、中学校までがだんだん伸びてきているんですけれども、平成23年でしたかね、私の9月議会の質問で、上富田町でも恐らく四、五千万円あれば、中学校までは無料にできるということだったんですね。子どもが仮に病気になって、医療費全部ただやということになれば、安心して子どもを育てられると。なぜかといいますと、今上富田町の所得層というのは、町長は、一定の所得があるという状況が幸せやというような話をしましたけれども、低所得者層というのが非常にふえているんですね、ふえているんです。共働きをしないと、夫婦の共同生活が困難になってくるような状況というの、いっぱいあります。また、あるいは無職で結婚できない青年もたくさんおられます。そういう中で、医療費の無料化というような問題で子育て支援が、まだできていません。これもやっぱり考えなきゃいけないだろう。

財政の問題、ちょっと置きますよ、後でやりますから。

それから、医療の状況ですね、医療の状況。医療の状況というのはどんなになっていると思いますか。

先ほど来、町長は、給付費がふえると、それは確かなんです。町長、それは本当に私

もようわかっているんです。例えば、国民健康保険ですね。国民健康保険で給付費がどうなっているかちょっと見てみますと、平成12年では、給付金は7億774万5,000円だったんです。ところが、その12年後には11億9,424万円にふえているんですね。約2倍ぐらいふえているんですよ。これは、そのとおりなんです。

ところが、このふえた原因をする前に、その次に国保税がどうなったかというのを見ておきたいと思います。

平成12年、1人当たり、調定額で単純に平均出したやつです。6万3,663円だったのが、平成16年まで5年間の間に6万7,272円、3,609円ふえているんです。それから10年でどんなになっているかといいますと、平成12年に対して21年は8万9,823円、2万6,160円ふえているんです、10年間で。

それから次に14年間ではどうか。平成25年までにどれだけふえているかといいますと、何と平成12年が6万3,663円です。ところが平成25年では11万407円になっているんですね。これは4万6,744円、14年間で7万6,744円ふえているんです。国民健康保険税が。

そしてその次に、もう一つ見ておきたいと思うんです。削られた国庫負担ですね。三位一体改革で、町長言うているように、平成12年というのは2000年です。これは、臨調行革路線から今度は三位一体の改革に入ったときなんです。それから比べてみて、資料は平成16年からしかなかったんで、その間に削られたお金、国庫負担の合計しますと17億2,002万円削られているんです、つまり。

ここで、給付費の問題、さっき言いましたように給付費は2倍になっているんですね。給付費の財源は、国庫負担と国民健康保険税です。だから、国庫負担が削られてきて、国保税がぐっと上がって、それで大体補いながら、それでもできないから、町長は積み立てておった積立金を取り崩して、そして平成23年ごろまでは、なるべく国民健康保険では上げないようにしようということで頑張ってきたと思うんですね。それできないときには、3,000万とかほうりこんできたと思うんですけれども。

だから、後でまとめて言いますけれども、この保険の国保税給付費がふえるのは、結局のところ、国庫負担を削ってきているからそうになっているんですよ。別に町長が原因でも何でもない。だから、その点ははっきりさせておきたいと思うんです。

次に、後期高齢者やっておきましょうか。

後期高齢者の状況、どうなるのか見てみますと、均等割だけで所得割は、所得でそれぞれ違いますからわかりませんが、4期目、つまりこの26年から27年にかけて、所得割率は1.59%引き上がるんですね。1期目よりも。そして、均等割額については、第1期比でいいますと6,629円引き上げるんです。つまり、平成20年は、

3, 803万8,101円だったのが、今回の4期目の改定はもう決定しております。4万4,730円です。つまり、1期目に対して6,629円ふえたことになるんですね。これだけ負担がふえているんです、住民負担が。後期高齢者。

次に、介護保険です。

介護保険の基準額だけでいきますよ。これはもう5期目が過ぎまして、15年過ぎたんですけれども、1期目は平成12年から14年で、年間3万5,500円のところが基準値だったんです。ところが、5期目の24年から26年のやつについては、基準値が6万7,800円。対1期ですね、平成12年度比でいきますと3万2,300円もふえているんですね。前年度比、4期目に対しては8,300円ふえているんです。これだけの負担が、住民負担としてふえているんです。これは私がうそ言うたんでも何でもない、町にある資料を分析して、表にしたらそうなるんです。

つまり、医療については、国民健康保険もそれだけふえているんですね。これは住民負担が、もうこれ以上は耐えられないというような状況があるんですよ。

それがまた、それが証拠に、国民健康保険なんかでは1億3,000万円の未収金、未納金があります。住民税で、ほかの税金でいっても住民税でも8,000万ぐらいありますでしょ。それから、固定資産税もあるというようにふえておるんです。それが1つあります。

それから次に、教育の問題ですね。

教育でいったらどういう問題があるかといいますと、やっぱり体罰やいじめというのが、現に存在しているということがあるわけですね。体罰は、もうだんだんなくなってきているんでしょうけれども、全面否定はできないところにあるでしょう。いじめもそうですね。これはどうしていくかという問題ありますし、それから平和の教育という問題でいきますと、私は、広島平和ノートというのをとりまして、これは非常に広島市教育委員会がつくったピースひろしまとか何とかというあれなんですけれども、その資料を教育長のところへお渡ししておりますんで、教育長持っておられると思うんですけれども、これは非常に行き届いた平和教育の活用がされてあると思うんです。そういう問題あります。

それから次に、医療どうなっているかという状況見ていきますと、医療施設ですね。例えば、紀南病院の問題です。

紀南病院は、やっと公立病院になりました。つまり私たちのものになったんですね。なったんですけれども、そこに、あそこは紀南病院というのは急性期の病院でしょう、急性期。急性期の患者を受け入れる病院になっているんです。ところが、新しい紀南病院受け取ったけれども、買い取るように決めたけれども、脳神経外科、呼吸器外科の非

常勤医の外来診療というのは、外来の診療医だけのものでしかありません。つまり、正式にその病院の中に勤務医としての医師がおらんということなんですね。

それから、紀南病院はさきに言いましたように、紀南病院は発症直後の急性期病院なのでありまして、急性期のリハビリや在宅復帰支援というものをを行う病院ではありません。だから、3カ月たちますと、例えば手術して、手術が一定の快癒しますと、すぐにそこから追い出されるわけです。若い者ならともかくとして、お年寄りも3カ月して、ひとり者のお年寄りでしたら、どこにも行くところなくなるんです、受け取る場所なくなるんです。そしたら、ほんならどうするかというたら、どうするかといったって、どっかで何とかしないといけないんですよ。

そこで考えだされているのが、今回の介護保険のやり方なんですよ。要するに、市町村の地域包括ケアシステムというところが、今上富田にもありますけれども、そこへもってくるんですね。そして、地域で何とかせえ、協力してやれと言うんです。でも、そんなこと、できっこないですよ、これは。だから、非常にその人たちの出てきた後のケアというのは、紀南病院も公立病院になって受け取るのは結構だけれども、そういう状況というの、いっぱい出てくる、これから。それを、ほんならどうするんかという行政の課題があります。これは、ほんならこんなことについては、どう考えているのかという問題が1つあるんですね。

そういう問題と、次に、そういう中で、こういう実際現実に町民の暮らしにかかわる問題で、もうこれ以上、医療介護とかいうものの保険料とかあるいはそういうもの、上げたらどうにもならない、支払いさえできないという状況が生まれてきているという事実を、やっぱり見逃してはいけないと思います。そこに目を置かないといけないと思うんですね。これから、町長、幸せなまちづくりやるわけですから。にっこりと笑って住めるようなまちづくりをやるというんですから、それを見逃してはいけないと思うんですね。そのときに、町財政の状況どうなのか、見てみましょうか。

地方交付税の大幅に削減されているというのは、町長よう知っていると思うんですよ。

例えば、平成24年の決算ですけれども、対12年度比というのは2000年ですね。対12年度のそのときから三位一体の改革というのが始まるんですけれども、その対12年度比で、平成24年までの削られた額の累計をやりますと、63億4,878万3,000円、63億削られているんです。つまり、この14年間の間に、これだけのお金が町当局に交付税として入らなんだということなんです。さっきから町長も、大きく削られた削られたという話をしております。

しかし同時に、国保もやっぱりそうなんです、先ほど言いましたように削られております。

そうした中で、一般会計のこのような状況で、未収金の問題が1つあると思うんですけれども、地方債、その中でも借金をずっとやりながらやってきたと。上富田町も平成12年から赤字地方債、臨時財政対策債という赤字地方債を発行して、そして交付税の足らん分を補うような形でやってきたんですけれども、それでも交付税の削られたの、圧倒的に多いんです。それで補えます。その地方債の残高が、平成24年末で124億7,051万4,000円あるんです。財政は厳しいですよ、町長言うように。でも、これは町長が政治的に厳しいと言うてるのは、そのことやと思うんですけれども、これ別に町長の責任やとは、私言うてないんですよ。だから、今言ったように、地方交付税の削られた問題なんか言うてるわけなんですけれども。

これは決算で、私もそのとき言ったんですけれども、これを借金返した金額でいきますと、毎日約400万円ずつ返してきたということになる、上富田は返してきたことになるんですね。25年度も、恐らくそういうふうに推移をすると思いますわ。まだもう少しとふえるかわかりません。

そういう中で、今言ったようなことをずっと、町長が言ういわゆる政治理念であるところの明るくて豊かな過ごしやすいまちづくりをしていかんなんという理想を掲げているんですよ。現実問題として。

ところが、そこへもってきて、今度は消費税の引き上げですね、消費税引き上げ。これがあります。どれだけ引き上げられたかということ、これは私、前回質問しました。そのときに企画員が説明してくれたのが、私記録ありますんで、それを見ますと5%のときには、町民1人当たり、推計ですよ、これはあくまでも。7万4,840円だったのが、8%になったら11万9,744円に負担がふえるんですね。世帯でいきますと、5%のときには17万6,272円、年間だったのが、17万6,272円に上がるんです。8%になると、28万2,035円に引きあがるんですね。つまり、税金とか要するに医療の負担とかどんどんとふえ上がっていくし、片一方では消費税はどんどん取られる計算でしょう、そうになっていきやるしという状況があるんですね、なってくる。

そのときに、これ全部やるということは、私はできないけれども、町長が一旦掲げた理想では、こういう問題に対して少しでも安心できる、幸せやって感じさせる、つまり子ども生まれても、次はやっぱりこうやと安心して保育所へ行かせるられるよというようなことを言ったり、あるいは医療の問題だったり、あるいは安心してほかの医療機関にも行くためにというようなところに目を据えた財政運営をしていかなきゃいけないんじゃないかと、私は思うんです。

これは別に反対する人、私はないと思うんですね。ただ、そのお金、ほんならどうやって見つけ出すんかよという問題があります。これはあります。

私はいつも提案しているんですけれども、私は消費税については反対なんです。反対ですけれども、消費税で今5%のうちの1%というのは、地方消費税として県へおりてきます。交付されます。それを県は、またその半分を市町村へばらまくんですね。上富田は1億1,150万ですか。お隣の白浜町は2億300万ぐらいですか。田辺市は6億8,000万ぐらいあるんです。

上富田は、その1億1,150万円というのは、これは消費税を払ったときに取られているお金なんですね。それを返してくれたという形になる。だとすれば、ほぼ、こういう要するに福祉のほうとかそういうところへ回すような予算を立てて、そこらにある程度、全部やるとは言いませんけれども、そういうのをしながらやっていったらいいんじゃないかと、私はそういうふうに思うんです。そういうふうにするかしないかは、町長さんの考え次第ですけれども、私はそれを求めているわけなんです。これこそ、やっぱり大事なことでないかと。

町長の政治姿勢で、そこはやっぱりそのことが町長の政治理念の理想の中に、いわゆる実態をきちっと踏まえた上でやる政治姿勢ということであろうと、私は理解しているんですけれども。

そして、もう一つ言わせていただければ、憲法25条を実行するのは、国がまずやらなきゃいけません。だけど、国は今そうやって国庫負担を削り、町長もよう言っていますように、補助金を削ってきますから、わしとこは50%しか来てないんやと、さっきからさかんに言うてくるわけですよ。それは削っているんです。それは悪政なんですね。悪政なんです。その悪政であっても、地方自治体の長たる者は覚悟して、そこに住んでいる住民の命と暮らしを守らなきゃならない、これが地方自治法の本旨ですよ。それが地方自治なんです。そのお金が、今そこへ使えるお金が1億1,150万というのは、これは別にそこへ使ったって、誰も怒る人はないじゃないかと、私は思うんですね。

先ほど言いましたように、保育所2人目から全部ただにしても、それは1人目ただにするだけで、約600万あったらできるんです。それから、乳幼児医療費も4,000万、この4,000万というのは、100%、子どもたちが医者にかかるということを前提に計算した計算なんです。だから、これ7割としてもそんなに要りません。3,000万か4,000万、全部組んだら、小中学校までの完全無料化できるんです。後は補正したらいいんですけれども。

そういうことを考えることが大事ではないかと。町長がせっかく政治理念でぬくもりのある温かいというのを言うてるわけですからね。そういうふうに言うてるわけですよ。だから、そういうことをやっぱり実現させるために頑張っていただかなければいけないのではないかとこのように思うんですけれども、どうでしょうかということをお聞きし

たいと思います。

いずれにしても、この問題は事実に基づいて出発しなきゃいけないということだけ、まず申し上げておきたいというふうに思うんです。

財政問題は、さっきも言いましたように、ある確かに財政問題、みんなそうですよ。規準財政需要額に入れるということなんですけれども、全部100%入れないというのが、政府の方針でしょう。交付税が削られたということはそういうことです。だから、それをひとつはっきりと、そこへ視線をそれに当てられていただくようお願いをしたい。していただくということでお願いしたいと思います。

次に、介護保険です。

私は、介護保険の問題で先ほど企画員が答弁した、そういうことを聞いているんじゃないんですね。

例えば、今度の介護保険がどんなになるかいうたら、まず要支援1、2を削って、要介護1、2までは施設介護はさせないということでしょう。要介護1、2を削るということはどういうことだと思いますか。例えば、図書いたら一番わかりやすいんです。まず、要支援1、要支援2になるか、要介護1になるかどうか、つまり要介護2までを、まず振り分けるんです。つまり新制度の前に振り分けるんです。

そして、今までの要支援1だった人、要支援2だった人を振り分け落として、あるいは要介護1、要介護2まで振り落して、その後を認定に回すんですね。そういうやり方ですよ、これは。ちゃんと理解しておかないと。

そして、そこで振り落された要支援1、2の今だったらそれに該当する人を、限度額は要支援1、今でしたら4万9,700円、1カ月で使ってもいいよ、そのうち1割は自己負担となったんですよ。4万9,700円以下に抑えなさいとこうなっている。抑えて、それを地域のケアセンターのところに送り込んでくる。そうなるんです。そしてそこで手当しなさいよと。その手当、ほんならどんなにするんかいうたら、ボランティアとか何かいっぱい使えよ、こういうふうになってくるんです。

そうすると、病院の急性期病院で3カ月たって追い出されたお年寄りやとか行くとこ行けない人たちはみんなそこへ来て、どうしたらいいでしょう、どうしたらいいでしょう、相談に来ますよ。そしたら、ここで、実際に現実にも何百人か、上富田にも支援1、2の人があるんですけれども、そういう人の210人は継続するんかどうか知りませんが、せやけど、これから要1、介護1、要支援1、2というのはなくなるわけですね。要するに給付費はもらえない、サービスは受けられないということなんです。

そして、それをお金は、要支援1、要支援、介護1、介護2のお金を使わせるかいうたら、それは使わせないんですよ。要支援1の4万9,700円よりも下にしなさい

いということを、今度は通達で出すよと。政令と書いているわ、具体的にはそういうのを政令で出しますよと、定めると、こう言うてる。それが閣議決定なんです。企画員。

だから、あんたの言うてるようにバラ色にはならないですよ。非常に諸矛盾を皆ケアセンターのほうへ、地域包括ケアシステムのほうへ全部もってくる、こういうふうになるんですよ。ほんならそこでさばき切れるか。どうやってさばきますか。

そこで目線は、やっぱり介護をしなきゃならない、要支援をしなきゃならないという人をやっていかなきゃならないのは、それが仕事なんですね、皆さんの仕事なんです。要介護1、2の人の施設入所してもいいと、今はなっているんですね。それには、ほんならそれを要施設入所の理由というのは、介護者不在、介護困難、住居問題、こういう人たちが60.2%あると言われているんですね。言われているから、介護1、2で施設へ行っているんです。

認知症のBPSDというのあるんですけれども、徘徊や妄想、攻撃的行動、不潔行為、異食などの認知症の周辺症状、その他の理由による判断力の低下、喪失というのが21.1%。つまり、それぞれが住宅で生活ができない人が要介護1、2で認定されて、それは施設介護いいよとなっていたんです。今度、それをなくしてしまうという。要3からやる。そうすると企画員どうしますか。そういう人たち、ほんならケアセンターでちゃんとケアできるんですか。どうしますか。訪問介護含めてですね。

そして、もう一つは、仮にケアセンターでそれができたとしても、ボランティアとホームヘルパーというのは違うでしょう。ホームヘルパーさんの資格に持っている仕事、どんなんありますか。ちゃんと、そのケア、ホームヘルパーさんは指導しに行くんですね。この人は、もう認知症に近くなっているん違うんかなという要素を発見したら、それを防ぐためにどうすりゃいいかとかいろんなそんなことをする、そういうことを教育を受けてきてやるわけですね。そういうのやるんです。ところが、今度はそういうことさえもできなくなるんじゃないか。そんなこと、ボランティアの人に要求してもできないんじゃないかということが言えるんじゃないかと、私は思うんです。

そうなってきたら、私なぜこの見直しを、町民にとってよくなるのかどうかという意味を聞いたのはそこなんです。決して、よくならんじゃないですか。これは、国の財政の自由やというて、そんなもん、理由、通りませんよ。現実にそのことをやってきたやつをなくすことだけで、こんなこと起きているんですから。今まで。

給付費がふえた、ふえたと言うてますけれども、それは当たり前なんで、国庫負担ふやさずに保険料ばかりふやしているんだから。

そして、保険料です。

保険料ですけれども、保険料については9段階にして、そして今までの30%、5

0%引きとか、50%だったのが70%引きとかというように、細かく分けていくようになっております。どこが基準になるかわかりませんよ。だけど、上富田は、高くなるというのは間違いないです。

さらに、今先ほど言い忘れておりますんで消費税のところで言うておきたいのは、身近なところで水道料金を見ても、大変な負担になるんです。例えば、現行で水道料と公共下水で、大体平均して使いますと3,444円、消費税要るんですね。それから、水道と農集でありますと3,228円要るんです。ところが8%になったら、公共下水と水道とでは5,508円、水道と農集では5,148円。水道と公共では2,060円ふえるんです。それから、水道と農集が1,920円ふえるんですね。これが10%になったら、もっとふえますよ。つまりわかりやすいところというたらそなん。電気の関西電力から、おたくこんなになりました電気量の5%から8%にしたとき、ありましたけれども、こういうふうになっていくんです。

そういう中で財政運営をやって、町長の言う理想であるところのものを、朝ぬくもりがあって、幸せなまちづくりをするとこういうんです。言うんですから、そこへもってこようと思ったら、ほんならその人たちのことをちょっとでも何とかしてあげんなん、何とか財政のやりくりをやらなきゃならないという、この苦労は、それはもう町長になった以上は、ご苦労ですけれどもやってもらわないとしようがないと、私は思うんです。

ぜひ、要するに先ほどから申しておりますように、消費税のね。まだ時間ありますよ。消費税の1億1,150万円いうの使っていただきたい、やっていただきたいと思うんですけれども、そういう視点が町長の政治姿勢の中で、政治信念の中で必要ではないかと言うように思うんですけれども、いかがでしょうか。

財政問題は、今回の問題の論議の一つでもあるんです。お金をどんなに使うかという問題。

たしか消費税入れるときには、社会保障のためにやるんだという話をしておりましたけれども、今ではもう消費税は、要するに活用するよというところに来ているんですね。ひとつも社会保障の財源にするというようなこと、言うてない。活用しますよ、活用するようにしようかなとこうなっている。それはまあ、そういうことを言いますと時間長いこととりますんで言いませんけれども。

だから、まず町長、政治姿勢のところで、今言いましたように、先ほどの説明では本当はわかりにくいんです、明るく豊かなまちづくりの中から抜き取った魂というのは、心のなごやかな、さわやかな、そして穏やかになる、そして暮らしよってこういうことでしょう、町長。私はそうやと思っているんです。

それを実現しようと思ったら、まず今の現状の暮らしというものをしっかり分析する

目が必要じゃないか。しかも、そのことで町職員の皆さんと頭を突き合わせて、その実態をきちっと把握した上で考えるということが必要じゃないか。必要じゃないかじゃないに必要だと私は思うんですね。だからこそ、公僕なんです、町職員の皆さんは。町民1万5,000人の命と暮らしに責任を持っている、その長なんです。

町長、物すごくええこと言うてるんです。理想的なこと言うてるんです。それを政治理念にするとするんですから。であれば、財政が厳しかろうがどうだろうが、そういうことをほんならどんなにしたら暮らしが楽にできるんだということを考えることが普通ではないかと、私は思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時32分

○議長（大石哲雄）

それでは、再開します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、先ほどからの質問聞いたら、自分自身を褒めてやりたいなと思いました。

ご存じのように、国の政策で地方の財政は厳しいんです。私が政治的に失敗したとか、何かの過ちで財政がしんどなったら、それは潔く同調しますけれども、今、国そのものも財政がしんどい、地方もしんどい、その原因もあるんです。そういう中で、先ほどからこういう部分、こういう部分ご指摘があったと思うんですけれども、私はよう頑張ったなと思って、皆さんから感謝状いただくかなんかというようなことを思っております。

まず1点お願いしたいのは、国の決められた制度を曲げてまで町政はできんということのご理解をいただきたい。後ほど、介護で原も答弁しますけれども、原君はどうやこうや言うたところで、これは国の制度であってできんということのご認識をいただきたい。そういう中で一つ一つ答弁させていただきましたら、先ほど地方消費税を地方に配分ある、それを極端な例で言うたら2人目の保育料をただにするような方法を考えられんかなということですが、私は既に保育料につきましては、先ほども井瀬議員からありましたように、国の基準よりも下げてしやる。2人目の方ではなしに全体的にそういうことのご認識をいただきたい。

それともう一つ、田辺市は公設立民営の部分の保育所になっているのは事実です。白浜町は民間の保育所は完全にあります。印南町は全て保育所にしたんです。保育についても、私は極端な例で言うたらそれなりに保護者の皆さんの要望を聞いてはしたけれども、こういう機会でもありますので、できたら国の基準まで引き上げるということの検討とか、印南町のように民間に全て任すというようなことも、次の懇話者審議会に共産党の指摘はこういうふうなので、それを賄うためにはこういうふうにすることも検討しますよということを表明します。

その次に、水道とか公共下水道についても指摘あったんです。前回も下水道のときにちょっと説明したんですけれども、田辺市に比較して水道も農業集落排水も少なくとも若干ではありますけれども低いんです。これも田辺市並みに上げるということも検討させます。

この施設そのものも、上富田町は、私は田辺市や白浜町より進んであると思っています。なぜならば、田辺市は特定環境の公共下水、例えば本宮町とか龍神村は施工しているけれども、町なかまではできてないです。周辺は農業排水事業しかできてない。一方、白浜町は、白良浜の水質の保全を保つために、町なかはしてあるけれども農業集落排水は全然手をつけていない。この議論もまたあるんです。そうではなしに、合併浄化槽で対応したらどうなるというような話ですけれども、合併浄化槽は理論的に言いましたら100%するということは絶対無理です。これはなぜならと言うたら、朝来の駅前で極端に言うたら家の中へ合併浄化槽を設置するというようなことができません。そういう中におきましてはこういう水道とか下水道に対しての対応を聞かれた場合には、私は少なくともこの付近市町村から来たら上富田町は進んであるという。その使用料も水道料金、下水道料金ともに低いという認識を持っております。それも検討はさせていただきます。

次に、国民健康保険とか介護保険事業とか高齢者の医療につながっておりますけれども、国の補助金少なくなってきたよ、町も出せよ、そうではないんです。そうではなしに、一人一人が医療費を抑えるとかそういう事業をしなければ、むやみに医療費のふえる中で、この制度が堅持できるかと言えば堅持できんと思うんです。まず出てくるのは、極端な例言いましたら、自分で健康管理して、その町自体の医療費や介護保険料を安うする。その制度を守るような格好にするということが必要でございます。

そこで、先ほどから基本構想について議会の議決を得たということを話しておりますけれども、議会の議決にこういうことをいただいております、基本構想の中で。自立と協働のまちづくりをします。私は、自立ということを非常に重きを置いております。今のような格好であつたら、日本の国の行政システムそのものがどこかで歪み出てくる。やはりまず出てくるのは自立ということで、みずから健康管理をするとか、みずから生

活をするということを頭へ植えた上で、いろんな制度を利用させていただくというような格好になってきます。

そこで、お聞きしたいです。極端なこと言うたら、子どもに対して養育義務を言っておりましたけれども、親に対しての養育義務はどういうふうになったかということを私は聞きたい。なぜ聞きたいとするならば、先ほど病院から帰ってきたよ、ところがまるっきり子どもさんと生活してない、そういう中で問題が発生すると思うんですけれども、やはり一定の子どもとして親を扶養するというような観念を持っていたかなければ、それ全て行政で賄うということが難しいというふうに考えております。

いずれにしても、確かに国は財政的に非常に厳しい。その中で、やはりこういう制度を堅持していくために、まず第一に保険料を上げる前提の前にみずから考えて、医療費とか介護給付費を少なくしていただくというようなことをできたらお願いしたいと思っております。

次に、教育の問題言われております。私は、教育はまるっきり体罰ないんかよ、まるっきりいじめないんかと言ったらそうではないと思うんです。教育委員会もまるっきりないという観点で、学校の現場とかそういうことは見てはあきません。やはり問題があったらそれを提起して、議論してしやるというようなことでございます。

教育そのものも、私がこういう場で言うのは大変失礼なやり方ですし、自分自身はなるべく言わんようにこのごろ持っていつてますけれども、平成10年ごろの上富田中学校の実態と今の実態をどう踏まえるかということを認識していただきたい。私は、平成10年ごろの上富田中学校は非常に荒れていたかなと思っております。極端な例で言いましたら、上富田中学校、これはわかりません。けど、少なくとも火災が出たという事実があるのも事実です。よその学校へ殴り込みに行ったというのも事実、暗幕も破られたのも事実、そのとき言うたのは、責任の所在をはっきりして親に賠償命令を出すというような格好で分割してとったというケースがあります。そういう積み上げする中で今の上富田中学校あると思うんですけれども、ただ、それは極端に言うたら表面上の問題だけであって、やはり大なり小なり体罰なりいじめがあると思うんですけれども、少なくとも平成10年ごろの上富田中学校と今日の中学校とは違うし、むしろ上富田町として上富田中学校が誇れると思ってるんです。

私自身もほかへ行って話しすることはしております。できたらそういう格好のことをお願いしたいんです。極端な例言いましたら、地方交付税の話もありました。国保の話も。町村会としては、地方交付税、地方の財政を確保してほしいよ。国保の経営基盤を安定するために法をきちっとせよと要望しておりますけれども、先ほどから述べましたように非常に難しい状況で、特に上富田町の違うところは都市でもない、山間部でも、

中山の市町村で地方交付税が、いろんな計算ありましたから私みたいは論法はなりませんが、1人当たりに直したらこの付近で極端に安い。田辺市よりも安い、白浜町よりも安いのが地方交付税の実態でございます。交付税に参入するよ、参入するよと国のほうは言うておりますけれども、上富田町はその恩恵が少ないということをご理解いただきたい。

私は、いつでも言うんです。印南町と比較してみ、すさみ町と比較してみ、これなぜ2町を言うのかと言いましたら、この2つとも合併してないんです。同じ条件の町なんです。その町と比較したところで相当違いますし、印南町とでは大体2倍、半分しかもらえない。すさみ町であつたら3倍、要するに3分の1しかもらえない。少なくとも印南町並みに1人当たりの交付税をいただいたときやったら、私は少し、私なりの考えで財政運営できると思うんですけれども、そういう厳しさがあるということをご理解をいただきたいと思っています。

いずれにしても、議論はさせていただいてしますけれども、国の政策を市町村がとやかく言えるものでもないし、その中で町としていかに工夫するかということであるということをご理解いただきたいと思っております。

介護保険については原も答弁しておりますけれども、原は原なりに頑張ってきて、その中で何をするかということ、今後、我々として検討することをご理解をいただけるようお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

総合事業費の上限のことについて、お話をさせていただきます。

総合事業費の上限につきましては、その見直しの考え方として、上限については現行の制度を踏まえつつ、予防給付から総合事業に移行する分も賄えるようにする設定となっており、具体的には当該市町村の予防給付から移行する訪問介護、通所介護と、予防事業の合計を基本にしつつ、今後、伸びていく分についても当該市町村の後期高齢者の伸び等を勘案して設定した額とする方向で検討するとなっております。

また、仮に市町村の事業費が上限を超える場合の対応については、制度施行後の費用の状況等を見きわめる必要があること等を踏まえ、個別に判断する仕組みなどの必要性について検討すると国のほうでは示されてございます。

町としましては、財政厳しい折でございますので、こうした国の示した方向に従っていくということで、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

まず町長さんですけども、私は町長が自分でおっしゃられましたけれども、自分がいい政治をしているその現実が、今、私が言うたことなんです。町長がいかに頑張ってくれてるけれどもその状況にあるよと、そういうことを言うてるんです。これは、町長がそこを抑えてくれているというのは、僕もよく知ってるんですけども、でもそういう町長が立派な政治をやるのになら、なおかつそういう状況に、国保もあれば介護も、これ物すごい負担の増でしょう、10年間とか何とかで考えたら。

（「それ国の責任と違うやろう」の声あり）

○12番（井濶 治）

私は、だから……。

○議長（大石哲雄）

続けてください。

○12番（井濶 治）

そういうことを、私は現実を捉えてしっかり見ていこうではないか、見たらどうですか、あるいはそのことを踏まえないとだめじゃないか、何もかも全部町でやれとか何とかと、そういうむたいなことを私は一個も言ったことないんです。でも、現実はそのいう現実にあるんだということの認識でやってもらわないと、せっかく美しい政治理念が濁ってくるのではないかと、見えないようになってくるのではないかと。町民が感じないやないか、体感的に、実感的に感じないというふうに思うんです。だから私言うてるんです。ですから、そのことはちゃんとそういうふうにしていただきたいと思うんです。

もう一つ、町長にちょっと見解聞いてあったんですけども、言うていただけてないのは、紀南病院です。紀南病院は確かに買い取りました。これまた負担増なんです。市町村にとっては負担増の、町村立病院ができたんですよ、公立病院が、はっきり言うたら。その中には、脳神経外科と呼吸器外科については非常勤医のみの外来しか受け付けていないと、これはあそこがある程度の総合病院として伸ばしていくんだったら、このことはもう欠陥じゃないんですか。こういうものをある中で……

（「病院のやつは質問されてない」の声あり）

○12番（井濶 治）

いや、これさっきから言うてますよ、全部。

僕の言うてるのは、町政についての質問の中でどういうやつがあるか、ちゃんと打ち合わせのときに言うてますよ。まあ、聞いてください。

○議長（大石哲雄）

とにかく質問を最後まで続けてください。

○12番（井潤 治）

今言ったように、決めてないですからそれをどうするんかということ、どういうふうに考えるかということは別に今聞きたいとは思いません。思わんけど、その問題はあ
るんです。だけど、それ避けて通れないでしょ。幸せなまち、幸せな町民、それをつく
るって言うてるんでしょ、町長は。そこが政治理念や言うてんねんから。そのことにつ
いても。

（「政治理念と関係ない」の声あり）

○12番（井潤 治）

そういうことをやってもらわないかんですね。

で、もう一つ介護の問題ですけどね、基本的に介護の問題で、私はいいいですか、介護
を受けたいという人があるとします、ここに町民が。その人が介護受けたいんやけどよ、
と言うたら、まず25項目のチェックリストで振りわけのんです。つまり認定のところ
にいくんじゃなしに、そこで25項目に引っかかるように要支援1、2、介護1、2ま
でを全部そこで振り落とした段階で、次の3以上のやつについては認定のほうへ回って
くださいよとこうなるんですよ。わかりやすく言うたら。これは物すごい後退じゃない
ですか。しかもその費用たるものは、今、要支援になったら4万9,700円、要支援
2だったら10万4,000円、要介護1だったら16万5,800円、要介護2だっ
たら19万4,800円、これだけ現場で限度額で決められた中で使えるんです。1割
さえ負担すればね。でもそれは、今度は今言うたように振りわけたやつについては、ケ
アセンターのケアの人も行くんですけども、要支援1以内の介護費ですか、要支援の
金でやりなさいよ、にしますよってなってるじゃないですか。それがどう考えてるか
ということなんです。それを聞きたいと思うんです。

それから介護保険料です。これは年金収入で80万円以下の人など、現在50%の軽
減割合を、これ70%にすると、こうなってますわ。同80万円から120万円の方は
現在25%を50%に、同120万円から155万円は25%を30%に。現在6段階、
上富田は7段階ですけども、9段階にわけてやりたいと。でも、第5期の全国平均は、
4,927円、基準のところがね、合計のところが。それよりもはるかに高いということで、
かなり高くなるんじゃないかということです。だから私が言うてるのは、そう原則の、
決めた、法律が変えられるわけですから、変えた法律がどんな意味を持ってるんか、そ
の姿をちゃんと理解しないと住民の立場に立てないじゃないですか。私はそんなに思い
ます。

ですから、今言ったように、だからそういう事態が起きるんだということなんです。今度の改悪は。でもそれを町職員の係の方が知らんと、そういうことちゃんと理解せんと、国が、財政があれやから、法律が決められてるからどうやこうやということだけではね、対処できない問題があるじゃないかと。それを整理して、それをどう解決していくんか。それはどう、地方自治体としてサービスをしていくかということを考えるのが、地方自治体の仕事じゃないですか。私はそんなに思いますよ。どうですか。

町長さんね、町長が悪いことをしてるとか何とか、私言うてんのちゃうんです。あなたがそうやって立派に考えてやろうとしてるのに、それを立ちはだかってるのは交付税とかいろんな問題があると言うてるんです。それはだから向こうに言わなきゃあない。国に言わな。国の政治が変わらないと。

（「言いやるやん」の声あり）

○ 1 2 番（井 潤 治）

言いやるんやろ。それでも削られてきてるんです。削られている中でさえも、ある一定の金額、先ほど言った消費税 1 % の半分の 1 億 1, 5 0 0 万というのがあるんやから。それをまず、そういうとこ一遍つこてみたらどうな、てこう言うてる。

（「使えんねて」の声あり）

○ 1 2 番（井 潤 治）

だからそれを目的……そういう論議のしかたあかんです。私が今質問してやんねんから。

（声あり）

○ 議長（大石 哲雄）

質問を続けてください。質問を続けてください。一方的に続けてください。無視して続けてください。

町長、ちょっとやめてください。

○ 1 2 番（井 潤 治）

だからね、私はそういうやつで消費税の使い方を目的税化せいとは言いません。一般財源と言いたいんでしょうけども、そこにまず目を向けて、手当てをした上で、一般財源にするという、そういうことをすれば直ちに、今私が言ったような小さなことは簡単にできると思うんです。どうですか。そういうことで町長の政治姿勢については、今申しましたように非常にわかりにくい説明だったですけども、ただぬくもりのあるとかね、暮らしよい、幸せな町って、その幸せっていうのは体感とか実感的に町民が感じなければ、何にもなりませんよ。幾ら立派な保育所つくっても、そこに魂が入らなければ、保育所の魂が入らなければ。そういう保育所の魂が入らなあかんね。ほんで上富田町は保

育所で行くと言うてんねんから。別に田辺市並みにせえとは。田辺市がちょっと安かったら、それ高う引き上げますよってそんなことしなさいて、私1回もここで言ったことないですよ。あなた勝手にそんなこと言うてる。それは自分のやってきたことの否定に過ぎないんですよ。論理的に言えば。それを申し上げておきたいと思います。

で、介護保険については今言ったようにもう少し、今言ったように現実、その政治の決められてることは、厳しい状況を上富田の介護を必要とする人たちに降りかかってくるという認識ですね。その上に立って、上富田町ができる限りの対応をするというところに立ちきっていただきたいというふうに思う。いずれそれは具体的に、次の議会あたりでは出るのかと思いますけれども、それまでにも要するに来年から始まる6期目ですか、介護保険料とかそういうもの全部はつきりと示していただきたいと思います。その点、いかがでしょう。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

ほめていただいた後、ごふっと落とされまして。消費税を、そういう井潤さんの言うような格好で使えということは無理です。先ほど言いましたように、保育所そのものについても、ご存じのように7,000万円から8,000万円保育料としていただくけど、あとの2億3,000万円から2億2,000万円ほど全て持ち出し。こういう費用に事前に使っているということのご理解、要するに全般的に使っているということのご理解をいただかんだら、その部分だけ井潤さんの言われるようなことで済むというような財政運営ができんということのご理解をいただきたいと思っております。

次に紀南病院のお話、出てきたんです。私は紀南病院は、今後はみなべから白浜町のまちで経営するということになってくるんでしょうけど、私は紀南病院というのは素晴らしい病院やと認識しております。ある関東のあるお医者さんに、この付近の先生で聞いたんです。この付近は14万人が住んでおります。14万人の圏域の中で、大きな公立、要するに紀南病院と南和歌山医療センター、それに対してまた民間の病院とか、開業医ある、むしろ恵まれたあるよと言われております。この付近は恵まれたるという認識はまず一定いただきたい。

ただ今つらいのはそれ以上に医療が進んだある都会と比較する。その場合は、やはり権益が違うということの認識で、やはりそれぞれの分担して、例えば紀南病院で手術とかできんのやったら、和医大行くとかほかの病院に行ってくださいというような使いわけする必要があるという認識をいただきたい。そこへ出てくるのは、紀南病院が井潤議員が言われるような格好に充実できるんかと言うたら非常に難しい。何が難しいいうのは、

経営から言いましたら不採算部門。要するに採算とれる部分は紀南病院引き受けたある。要するに黒字にしようと思ったら簡単に黒字にできる要素もあるんです。ここの公立は黒字になってる。ところが不採算部門もある。紀南病院とか南和歌山医療センターの非常にうれしいのは、救急医療もやっていただける格好になってる。特にこの婦人とか出産に対しても、それなりの対応を使いわけでしやるということです。ただここで1個出てくるのは、先ほどから言葉がありますように、精神医が不足しやるのは事実です。ここで何なと言うたら、紀南病院の別館という名前は別ですけど、こころの医療センターの精神医に先生が何人か。何人やったらいいんやけど、ないということで、今のところ診療時間とか預かる方が少なくなってきたのが状況です。そういうこともある程度、認識していただくことが必要です。やはりお医者さんあって成るということですけど、残念ながらそれを充実できんちゅうこともありますけど、私はこの圏域としては、ほかの同じような規模の圏域に対しては恵まれてあるが、そういう中で紀南病院も頑張ってくれやるということの認識しているということをお願いしたいと思っております。

次に、先ほどから言われております介護保険ですけど、これは難しい。何が難しいん言うたら、上富田町は極端な例で言うたら高齢者専用住宅というのを町が貸して建ちやる。この間もある人にこんなん言われたんです。岡の公営住宅建ってある、民間の業者に勝手に貸して、あんなんええんかよ。極端に言えば、ほかも貸したんです。愛の園も貸したんです。なぜと言え上富田町はそれだけの運営をする財政的な能力というか、経営的な能力ないということで、民間の人にかりていただいて高齢者の介護は一定できるような努力はしやるんです。井濶さん言われるようなことについては、それなりに検討はしますけど、我々としましてそうことの批判を受けながらもしやるということのご理解をいただきまして、3回目の答弁は終了させていただきます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

答弁漏れないですか。

住民生活課、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

1 2 番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

まず要支援1、2の方の介護保険を受けている状況、どのようになるかということだったと思いますけど、要支援1、2の方につきましても介護認定はしてまいります。先ほどもお話ししましたように、訪問介護と通所介護が総合事業のほうに移行していくということでございます。それ以外のサービスがありますので、介護認定は受けることになります。

○議長（大石哲雄）

答弁、お願いします。答弁をお願いします。答弁したらいいです。

○住民生活課企画員（原 宗男）

要支援1、2の方の、先ほども議員さんからお話があったと思いますけども、1、2の方でもホームヘルパーが必要な方もございます。これにつきましては、既存の事業所を利用して、新たな基準で受けることができますので、ホームヘルパーが必要な方につきましてはやっぱり、ただ基準は変わりますけども、その基準が先ほど申しました要支援1が4万9,700円。

（「受けられんて書いてある」の声あり）

○住民生活課企画員（原 宗男）

既存の事業所で受けられるということになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。保険料についてですけども、今回の当初予算で計画策定を挙げさせていただいております。それをご承認いただきましたらアンケート等とか、策定委員会を開きまして、そこで議論して介護保険料を決めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ひとこと申し上げますが、議会は言論の府でありますので、質問、答弁については止めるつもりはございませんが、論点をなるべく整理して、質問と答弁が合うように努力してください。それから通告をしてない質問については、中止といたしますので、これからよろしく願いをしておきます。

以上で、12番、井瀬君の質問を終わります。

3時10分まで休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（大石哲雄）

再開します。

以上をもって一般質問を終わります。

△日程第2 議案第21号～日程第39 議案第58号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第２ 議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件から、日程第３ 議案第５８号、町道路線の廃止についての件まで３８件を一括議題といたします。

△日程第２ 議案第２１号

○議長（大石哲雄）

日程第２ 議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２１号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３ 議案第２２号

○議長（大石哲雄）

日程第３ 議案第２２号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の全部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２２号、町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の全部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第４ 議案第２３号

○議長（大石哲雄）

日程第４ 議案第２３号、職員の再任用に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

２番、木村君。

○２番（木村政子）

同意を得た職員全員を雇用するの点と、条例の３条で、任期の更新の場合、勤務実績が良好な者というふうになっておりますけれども、最初に雇うときに勤務実績を問うのかどうかという点について質問いたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

２番、木村議員さんにお答えいたします。

その再任用職員として雇用する場合ですけれども、当然、定年退職前の勤務実績とか健康状態、それから免許、その他資格等を実証します。その上で再任用する場合には、町長が、役場組織の活性化とか人員配置並びに財政状況を十分勘案した上で判断すること

になります。それから、退職者全員を雇用するということは考えておりません。やはりもう財政状況というのがあっての話です。それと、再任用は新たに採用することであることから、本人の同意が必要になります。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○2番（木村政子）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

7番、沖田君。

○7番（沖田公子）

質問いたします。このポスト配分についてなんですけども、雇用する上でポストが確保できているのかということ、仕事がないのに雇用しているというふうに思われる、言われるおそれがあるのではないかというふうに思いますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

7番、沖田議員さんにお答えします。

まず、退職者全員を再雇用するのではなく、これは先ほど2番議員さんにもお答えした答へと重複するんですけども、基本的には町長がやはり役場組織の活性化と人員配置並びにその財政状況を勘案した上で判断することになりますので、仕事がない状態で雇用するということは考えておりません。どうぞよろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

11番、吉田君。

○11番（吉田盛彦）

先ほどの熱弁と激論の後、町長さん、お疲れでしょうけど、ちょっとわからないところがあるのでお聞きします。この通達、総務副大臣から来たというようなことも聞いております。これは技術的助言であって、これをしなさいよというような強制的なものではないというようなこともお聞きをしております。要は60歳から65歳の間の年金の空白の時期を何とか埋めたいというような趣旨だったかと思いますが、ただ、その内容について細かくこの条例の中に入っていないように思いますので、ちょっと教えてほしい

んです。

先ほど木村議員さんがお立ちになって、全員雇用するというようなことは考えていないという答弁でありましたけれども、そうすると5人が雇用してくれって希望があって、1人しか要らない。財政的なもの、また、人員配置の問題とかというときに、テストをするのか、再試験か、どういう方法で選ばれるのかなとふと思ったので、それについても教えていただきたいと思います。

そしてまた、2点目につきましては、パートでいくのか、フルタイムで雇われるのかということ、そしてその辺の内容について、給与面いわゆる手当、身分はどうなるのか。そしてまた、臨時職員との時間、時給とか、そういうものがわかれば細かく教えていただきたいです。給与、手当、身分、臨時職員の比較、そういうことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

11番、吉田議員さんにお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、採用するときの条件ですけれども、先ほど申しましたように、従前の退職前でしたら、従前の勤務成績とか健康状態等をやっぱり勘案することになります。その他の基準につきましては、任命権者である町長が判断して決めることとなりますので、よろしくお願いします。

それと、フルタイムであるのか、短期雇用であるのかということでもありますけれども、今回、職員の再任用に関する条例案につきましては、いわゆるフルタイム雇用、常勤勤務を想定したものであります。フルタイムの場合でしたら常勤勤務を要する職員になりますので、当然町の職員定数条例第2条の規定によります定員が150名以内というところにカウントされることになります。

それから、新規採用への面に対する影響部分ですけれども、いわゆる組織の活性化を進めるということがやっぱり大前提でありますので、影響が出ないように取り計らうというのが基本になろうかと思います。

それと、給与面ですけれども、この場合ですと、再任用職員の給与につきましても、初任給とか、昇格及び昇級に関する基準に基づいて決定することになります。再任用職員を採用するとなりましたら、当然、今回は条例提案しておりませんけれども、職員の給与等に関する条例の一部改正が必要になります。手当につきましては、勤務手当とか超勤勤務手当、それから期末勤勉手当が支給されます。支給されない手当としましては、扶養手当それから退職手当になります。

身分ですけども、常勤の職員でありますので、当然、地方公務員になります。地方公務員ですので、地方公務員の災害補償基金とか、地方公務員共済組合にも加入する必要があります。雇用されますと、退職年金については再任用の間は支給が停止になります。

それから、臨時職員との比較ですけども、常勤勤務になりますので、単なる時間給の比較というのはなじまないと考えております。あくまでも職員の給与等に関する条例の一部改正後の行政職の給料表に基づいて給料を支払うことになります。ただ、参考までに申しますと、例えばうちの臨時職員の場合でしたら、一般の事務で月額5,900円です。保育士の場合でしたら月額7,300円になります。今、1級として、今回もしこの給与改定を行って国に準じてするとすれば、1カ月18万5,800円です。これを日給に割りますと9,290円になります。それをまた時間給にしますと、一般職の場合ですと761円、保育士の場合ですと941円、それからこの再任用にしますと1,198円になります。

ただ、今回再任用するに当たっては、例えば一般の臨時職員と同じ待遇というわけにはいかないと思います。当然、30年余り勤務されて、それだけの実績とそれだけのいわゆる力量がある中で採用するわけですから、当然、それなりの給料を支給すべきだと考えております。ただ、すぐに、先ほども申しましたように、これを再任用条例を提出させていただいて可決をお願いするものでありますけども、これを運用するに当たっては給料表を改定しなきゃなりません。現在は、その給料表については上程しておりません。これにつきましては、付近町村、また、県からの状況も十分見合わせて、その上でまた議会等も相談させていただいた上で判断させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（大石哲雄）

11番、吉田君。

○11番（吉田盛彦）

立派な答弁されたと思います。ただ、現実的でないようなところも幾つかあると思うんです。職員の人数が定数が150人、フルタイムになって一応職員にカウントされるということですね。そうすると、150名まであるからそれまでの間に考えるよというんやけども、今120名、123名ですか、ことしで。そういった中でやっている中で、到底150名近くこの行革の中で、——までもっていくというようなことは考えられないと思うんですね。運用の中で。だから、運用の中でも十分考えていきたいということは、それで言ってしまうとそれで終わりなんですけれども、一番心配するのは、先ほどの井瀬議員の論戦にもあったように、交付税の問題も田辺、白浜よりも、まちがちょっと田舎でもない、都会でもないということで、1億1,000万ほど少ないと厳しい

とがあるというようなことから、財政でもこの前の議会の中では、県下恐らく一に厳しい状況にあるだろうというような町長の発言もあったといったその中で、行政改革の挨拶の要旨にあったように、さらに継続して行政改革を進めるというような、そのことと相矛盾するような感じになるような気がするんですよね。一般質問じゃありませんけども、そういうことを判断してこの内容をもう一つ聞きたいなと思っております。

そしてまた、65歳までの定年が導入されるというようなことのうわさを聞きますけども、その見通しはあるのかどうか。それあれば、もうなくなるんですよね。この再任用制度というのが。その時期的なものが情報こちらは持っておりませんので、わかったら教えていただきたい。

以上です。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、山本君。

○総務政策課長（山本敏章）

11番、吉田議員さんにお答えします。

私、一応今120人体制を維持するということで申し上げたつもりです。決して150人に膨らますというようなことは答えておりません。といいますのは、それをするには条例を改正しなきゃならないんです。だから条例改正は出していません。というのは、今の現状は財政的に非常に厳しい状況にありますので、この状況というのは十分見きわめる必要があると思っています。ただ、だからといってこの条例を提出するに当たっては、このいわゆる総務副大臣からの通知が、平成25年の3月にありました。それから、もう1年経過します。このような状況で、付近市町村がもうスタートしている状況にあって、いつまでもおいておくわけにはいかないんで、いわゆる再任用条例については何とか上程させていただいて可決をお願いしたいと思っていますので、何とぞよろしくお願い致します。

○11番（吉田盛彦）

65歳定年は、導入は。

○総務政策課長（山本敏章）

定年につきましては、今のところ私たちの把握している内容では、60歳定年が伸びるというような把握はしておりません。あくまでもこれは国の財政状況、地方の財政状況を勘案した中で、そういうことに対しては、60歳の定年というのが改正という通知は今のところ受け取っておりません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○ 1 1 番（吉田盛彦）

はい、いいです。

○議長（大石哲雄）

1 2 番、井潤君。

○ 1 2 番（井潤 治）

一つ聞きたいんですが、この法案条例の提案の本当の狙いというのは、年金までの間の期間を何としても無年金にしたくないという、無収入にしたくないということの詰めのためなのか、仕事はどうしてもそういう人が必要なのか、必要であるということなのか、このどちらが主体なのかということを聞きたいのと、同時に、もしその仕事が必要であるというのであれば、どういう部門で、どういう仕事をする人が何人ぐらい必要になるのかという、そういうようなめどがあるのか、計画があるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、今までの話によりますと地方公務員になるわけですから、地方公務員法が適用されると思うんですね。そうすると身分はそうなります。そうすると、守秘義務から始まっているいろんなことが入ってくる。ところが、かつて課長だった人が、もしそういうことで再雇用されたときに、下でいろんなことを仕事するわけですがけれども、そういうときに、その人はその課長の職務権限において知り得たことについてもしんしゃくするいろいろ出てくる場合があるだろうと思います。そういう場合にどういう扱いになるのか聞きたい。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

国のほうの指導は、やはり年金をもらえる期間というのが大きいと思います。ただ、私は独自にこれを考えておるのは、上富田町の今からいうたら何年か前のこと、採用に少し矛盾があったのと違うか。要するに物すごい波があるんです。そこで、今後、出てくるのは、例えばの話ですけど、健康も福祉もそうですけど、経験のある相談員が必要になってくるとか、いうたら事業をするのに用地を購入するとか、経験のある人材が必要なんですけど、ここ数年、そういうばらつきを調整しようと思ったら、そういう方に仕事を手伝っていただくということがやはり必要になってくると思います。全てを雇うというわけでもないんですけど、やはりそういう仕事を重点的に配分するということで、今のところは考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

そうしますと、仮に今新しい人よりも経験の豊かな人のほうがいいということであれば、これをこういう再任用というんじゃないしに、新しい公募をして、そして1人なり5人なり公募者、応募させて、そして町長が面談するなりして、それであんたやっぱり経験あるさかい雇用しましょうというような形での、この地方公務員の身分を使うんだったら、そういうことできるんじゃないですか。その点ではどうでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

やはり一番難しいのは公募でございます。よくいつでも話するんですけど、そういう経験を積んだ方を公募して、例えばの話です。これは大阪市の場合だったら区長を公募しましたよ。あるまちでは副町長を公募しましたよ。あるところでは教育長を公募しました。残念ながら、その方が実際入ってきたときに、今までの経験が生かせることなしに挫折するということが多いらしいんです。私は、少なくともそういう面から見たら、上富田町の実情を知った者を再任用することが適切であると判断しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

そうしますと、今退職した方が非常に重要な仕事をしていたと。その人が退職しました。その後、その仕事を継ぐ人がいないということですか。結局。その人が補佐しなければ、その仕事は進まんということですか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

今、県の状況とか大きい状況を見たら、60で退職して、そのまま部長になる方もあるというようなことがございます。それでまた、一つとしては、一つの大きな事業があるんで、その人がしやったんやけど、62なり63まで事業をするということが、しやるというようなケースが出てくる。言葉は悪いんですけど、やはりそういうことをすることによってその事業がスムーズにいくとするならば、そういうこともあり得るということのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

3回目であります。

ほかに質疑ありませんか。

5番、畑山君。

○5番（畑山 豊）

この職員の再任用に関する条例の制定には、私は協力するつもりでございます。そう
いうことによって、近隣では、近隣町村でみなべ町が否決され、また、すさみ町では現
在制定されているということと、すさみ町の町内容、状況も少し僕は個人的に聞いたこ
ともございます。そんな関係で、このことに、この制定をすることに関しては、私は賛
成をするのですが、地域経済が今大変厳しく、また、雇用環境も厳しい中、住民から、
この住民からの批判の出ないよう執行に当たって十分配慮を願いたいと思いますが、町
長、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、再任用の問題ではないですけど、確かに公務員というのは、地方からいろい
ろな期待をされていると思うんです。上富田町は、少なくとも3人を基本的にしてする
ということで、地域の例えば高校を卒業した子とか、大学を卒業した子も雇うというよ
うなことで、期待にこたえようと思うんです。再任用することによって、そのことでど
ういうふうになるかといったら、非常に今難しい問題が出てきやるんです。何が難しい
というのは、町外からの採用者が非常に多くなってきやる。極端に言うたらそこのバラ
ンスが難しいのも実態やし、そのことの町民に対しての理解を得るかといったら、やは
り無理な面もあるし、極端なことを言うたら、一時は私の時代ですけど、上富田町に住
所を有する者ということで、勧告も受けたのも事実です。そこらのところは、言われた意
味は十分加味して、今後とも人事管理に努めるということでご理解をいただきたいと思
います。ことしの場合、うれしいのは、6人の採用をして半数以上が上富田町やったん
です。これはもう実力で入ったということでご理解をいただけるようにお願いします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号、職員の再任用に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第24号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第24号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第24号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 2 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 6 議案第 2 5 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するの件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 5 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するの件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 7 議案第 2 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 7 議案第 2 6 号、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第26号、上富田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第27号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第27号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

この条例を執行することによって、住民負担はどれぐらいふえますか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井濶議員さんのご質問にお答えいたします。

住民負担はどれだけになるかということでございますが、この条例につきましては、第8条第1項中、当該金額につきまして14.6%の次に、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間について、年7.3%を加えさせていただいたものでございますので、7.3%の3月については負担になるということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

いいですか。

○ 1 2 番（井 潤 治）

いいですよ。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

1 2 番、井潤君。

まず、反対討論の発言を許します。

○ 1 2 番（井 潤 治）

議案 2 7 号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例に反対いたします。

これだけ生活が厳しい中で、また、6 期目ですか、6 期目の改正が非常に進んでいく中で、住民負担増になるということは、大変住民にとっては苦しい、厳しいことでございます。よって、反対いたします。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 7 号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第 9 議案第 28 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 28 号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12 番、井濶君。

○12 番（井濶 治）

早く後期高齢者医療制度を廃止せよというのが私たちの願いでありますけれども、でもこういうふうに医療制度がつくられているわけですから、法律には従わなければいけません、この条例の改正によりまして住民負担はふえるのか減るのか、どうですか。

○議長（大石哲雄）

住民負担、減るのかどうかということです。

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

12 番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

住民負担が減るのかふえるのかというご質問につきましては、減るということですのでよろしくお願いいたします。

（「えっ、なんて、ふえる」と井濶議員呼ぶ）

○住民生活課企画員（原 宗男）

減る、減るということで。

（「減るの」と井濶議員呼ぶ）

○住民生活課企画員（原 宗男）

減ります。——ということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○12 番（井濶 治）

いいですよ。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２８号、上富田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第２９号

○議長（大石哲雄）

日程第１０ 議案第２９号、上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２９号、上富田町老人医療費の支給に関する条例の全部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 1 議案第 3 0 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 3 0 号、田辺周辺 5 市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、井濶君。

○1 2 番（井濶 治）

一つは、この障害程度区分から支援区分に変更するという、認定を変更するということなんですけども、これはこのことによって、障害の状況にいろんな区別とか差別とか出てきますか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、平田君。

○住民生活課企画員（平田敏隆）

1 2 番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

今回は名称を「程度」から「支援」に変えたものでございます。2 6 年の 4 月から、障害者の方々に対しまして支援の見直しを行ってございます。その中身につきましては、ケアホームをグループホームに一元化する……

(「何て、何て」と井濶議員呼ぶ)

○住民生活課企画員（平田敏隆）

ケアホームをグループホームに一元化するということでございます。ケアホームをやめてグループホームに一元化する。で、このグループホームでも介護の支援を受けれるということです。

(「そのことによって利益がどんなになるの。障害者に」と井濶議員呼ぶ)

○住民生活課企画員（平田敏隆）

重度訪問介護の方は、これまで重度肢体不自由者のみの方でございましたが、知的及び精神の方々も訪問介護が利用できるというふうに変えました。それにつきまして、これらのサービスを受ける際に障害の認定を行うわけでございますが、これにつきまして

は田辺広域で実施してございまして、その審査員の方々は医師であったり、保健師であったり、看護師だったりします。このサービスを受ける内容について審査するものでございまして、障害者の方々の差別をすとか、そういうものではございません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

○12番（井濶 治）

これは別に反対はしませんので、ひとつ資料をお出しいただきたいと思うんです。つまり程度区分と、それから支援区分があるでしょう。それが対照的にどういうふうになるかという、その資料をいただきたいと思います。後からで結構です。

○議長（大石哲雄）

資料の提供ですか。

○12番（井濶 治）

そう、そう。あかんのか。

○議長（大石哲雄）

そしたら、後で提供していただきます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第30号、田辺周辺5市町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 議案第 3 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 3 1 号、上富田町企業用地造成事業基金条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 1 号、上富田町企業用地造成事業基金条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 3 議案第 3 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 3 2 号、上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、井潤君。

○1 2 番（井潤 治）

この委員の基準というのが入るわけでしょう。その委員の基準とはどういう基準があるかというのを、これはあれですか、規則とか規定とか、そういうもので決めるんですか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井濤議員さんにお答えします。

まず、この基準ですけれども、この基準につきましては、第3条でうたわれていますように学校教育及び社会教育委員の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱ということで、この関係者ということでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、井濤君。

○12番（井濤 治）

それはもう3条に書いてあるからわかったんです。ところでね、であるとすれば、家庭教育の向上に資する活動を行う者って、これどういう人を言うんですか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

12番、井濤議員さんにお答えします。

まず、この家庭教育の向上に資する活動を行う者につきましては、法律上の国の指針では、特にこの者についての具体的な職種等は示されていないというのが現状でございます。ただ、一般的に考えられるものにつきましては、例えばPTAの役員、それからPTA活動で子育て支援をしている者、それから子育てサークルの会長さん、それから子育て支援交流事業等での子育てサポーター、それから民間の児童クラブ運営者と、それから子育てサークルの会長さん、サポーター、託児サークル運営所等の子育て支援にかかわっている者を、現在、町のほうでは想定してございます。この者たちを、結局、社会教育委員の会議に家庭教育に関するテーマを位置づけて、会議での意見を家庭教育の向上のための諸施策に反映したいということが狙いでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

12番、井濤君。

○12番（井濤 治）

今言うたような人はいっぱいあります。たくさんありますね。その中から選ばなきゃいけないですよ。そうすれば、その中に塾の教師、講師は入りますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

一般的に重複する部分があります。例えば学識経験者というところもありますし、今言われたように家庭教育の向上に資する活動を行う者にも該当するというので、一般的にどちらかというのは判断が難しいと思いますけれども、そういうふうに理解していただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第32号、上富田町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第33号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第33号、上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 33 号、上富田町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 15 議案第 34 号

○議長（大石哲雄）

日程第 15 議案第 34 号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 34 号、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する地方

公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は、3月14日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。ありがとうございました。

延会 午後3時55分